

令和3年第1回訓子府町議会定例会会議録

○議事日程(第4日目)

令和3年 3月12日(金曜日) 午前9時30分開議

第30 一般質問

○出席議員（10名）

1番	須河	徹	君	2番	泉	愉	美	君		
3番	工藤	弘	喜	君	4番	谷口	武	彦	君	
5番	河端	芳	恵	君	6番	西森	信	夫	君	
7番	山田	日出	夫	君	8番	余湖	龍	三	君	
9番	仁木	義	人	君	10番	西山	由	美	子	君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町	長	菊池	一	春	君
副町	長	森谷	清	和	君
総務課	長	伊田		彰	君
企画財政課	長	篠田	康	行	君
町民課	長	元谷	隆	人	君
福祉保健課	長	谷方	幸	子	君
福祉保健課業務監		今田	朝	幸	君
農林商工課	長	大里	孝	生	君
建設課長・上下水道課長		渡辺	克	人	君
元気なまちづくり推進室長		坂井	毅	史	君
会計管理者		八鍬	光	邦	君
教育委員会教育長		林	秀	貴	君
管理課	長	高橋		治	君
子ども未来課	長	山本	正	徳	君
社会教育課長・図書館長		山田	洋	通	君
農業委員会事務局長		原口	周	司	君
農業委員会会長		細川	孝	雄	君
監査委員		平塚	晴	康	君
選挙管理委員会委員長		森下	直	治	君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	山	内	啓	伸	君
議会事務局係長	吉	村	章	子	君

◎開議の宣告

○議長（須河 徹君） 皆さま、おはようございます。

それでは、定刻になりました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出欠報告をいたします。本日は全議員の出席であります。

なお、細川農業委員会会長から本日午後欠席する旨の報告がありました。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布のとおりでございます。

本日の議事日程に入ります前に、昨日の余湖議員からの一般質問に対して答弁の訂正の申し入れがありましたので、発言を許します。

企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） 昨日、余湖議員さんからですね、ハイヤーに関する数字利用者数とか発行枚数の関係でご質問があった関係で一部訂正と答弁漏れしている部分の説明をさせていただきます。

昨日、実際利用している申請者数323人とお答えしたんですけれども、これは2月1日時点での数字でして、直近の3月1日時点に直しますと339名になっております。

それとですね、その339名の方に対して利用券の発行総枚数がですね、2万3,160枚となっております、そのうち実際に使われておりますのが、7,666枚といった内訳になっております。

それとですね、実際に申請して利用されている方が339名なんですが、申請だけして1回も使われない方も中にはいらっしゃいます。その方を加えますと603名という数字になっておりますので、訂正と追加の説明とさせていただきます。

以上です。

○議長（須河 徹君） 答弁訂正の申し入れが終了いたしました。

◎一般質問

○議長（須河 徹君） 日程第30、昨日に引き続き、一般質問を継続いたします。

5番、河端芳恵君の発言を許します。

河端芳恵君。

○5番（河端芳恵君） 5番、河端です。通告書に従いまして一般質問をいたします。

誰一人取り残さない社会の実現に向けた施策について、町長に伺います。

町長の町政執行方針の中で「町民の希望に寄り添い安心して暮らせるまちづくり」を推進し「誰一人取り残さない社会」の実現を掲げています。

町の高齢化率も40%近くになり、中には既に50%を超えている地域もあり少子高齢化が進む現状に多くの方が不安を抱えています。

第6次訓子府町総合計画の中では、団塊世代が75歳を迎える2025年を目途に高齢者が住み慣れた地域で可能な限り自立して暮らし続けることができるような地域社会としていくために医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を推進する必要があるとあります。

1、支援を必要とする人の早期発見、相談、支援は。

2、高齢者向け住まいの充実のあり方は。

3、必要な人に必要な情報の伝え方は。

4、重度の要介護状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けるために、特別養護老人ホーム「静寿園の増床」の考えはありませんか。

以上、伺います。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「誰一人取り残さない社会の実現に向けた施策について」4点のお尋ねがありましたので、お答えをさせていただきます。

まず1点目に「支援を必要とする人の早期発見、相談、支援は」とお尋ねがございました。

地域包括支援センターの保健師等が地域での活動の場や老人クラブなどへの巡回介護予防教室において、参加者との会話を通じての情報収集や民生委員の独居老人宅への訪問による情報提供などを基に、自宅に訪問し生活状況や心身状態等を聞き取り、確認していく中で疾病や生活機能の低下がみられ支援が必要と思われる人の早期発見に努めているところでございます。疾病が疑われる場合は医療機関へ受診をすすめ、支援が必要な場合はケアマネージャーなどと連携してサービス提供につなげる対応を今後も進めていきたいと考えております。

2点目に「高齢者向け住まいの充実のあり方は」とのお尋ねがありました。

令和元年7月に実施しましたコミュニティ団地整備需要調査の結果を見ますと、高齢者からは住み慣れた家に住み続けたい、施設入居を望むので、それまでのつなぎとの意見が多かったことから、今ある資産を活用して、在宅での生活を続けられるよう住宅改修・福祉用具貸与の各種サービスの周知に努めるとともに、サービスの充実を図っていきたいと考えていますし、要介護度の低い単身高齢者の住まいの確保として、ケアハウスへの特例入所等について検討していかなければならないものと考えております。

3点目に「必要な人に必要な情報の伝え方は」とのお尋ねがありました。

毎年、介護保険制度の利用手引きを全戸に配布していますし、65歳を迎えて新たに第1号被保険者になれる人には、保険証と一緒に介護保険に関するパンフレットを同封するなど、介護保険制度に関する情報の周知に努めているところです。町民の中には、サービス利用を考えているが、どのように手続等をするのかわからないといった場合には、役場窓口に来庁されるか電話をいただければ、介護保険制度の説明のほか、必要とする知りたい情報についても、わかりやすく丁寧に説明するとともに、望んでいる支援やサービスにつなげるよう相談窓口の周知にも努めているところでございます。

4点目に「重度の要介護状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けるために、特別養護老人ホーム『静寿園の増床』の考えはありませんか」とのお尋ねがございました。

特別養護老人ホーム「静寿園」は、在宅での生活が困難になった要介護度が3以上の高齢者が入所できる施設で、本町の介護サービス事業において、重要な施設であると考えております。

静寿園は平成2年4月に開園し、昨年、開設30周年を迎えております。その間、短期入所施設の増築工事や待機者の解消等を目的に平成26年12月には施設の増改築工事を実施し、50床から60床へ増床しております。施設を運営する社会福祉法人訓子府福祉

会から、今のところさらなる増床の考えは聞き及んでおりませんが、今後施設の改修や建て替えなど必要な時期を迎えたときには、増床も含めて法人側とも十分協議しながら検討していくこととなるものと考えていますので、ご理解をお願いします。

以上、お尋ねのありました4点についてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 河端芳恵君。

○5番（河端芳恵君） 今、お答えいただきましたが、その中で何点か再質問させていただきます。支援を必要とする人の早期発見、相談支援についてですが、今、地域包括支援センター、いろいろな場で巡回介護予防などでお知らせをしているということですが、そういう場に出てこれない高齢者の方が多いですし、そういう方こそ問題を抱えているということがありますので、そういう方を取り残さないような施策ということで、今、民生委員のお話がありましたけど、民生委員が定期的に高齢者世帯、障がい者世帯をまわって把握、相談に努めるとか、いろんなことがあると思いますが、地域でそういう方にサポーター的な考え、それが民生委員になるか、誰が、近所の昔から知り合いになるか、いろんなことが考えられると思うんですけど、そういうふうにして見守りの網を細かくするとか、そういうような考えはありませんでしょうか。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監（今田朝幸君） 今、地域の中で、そういった活動の場に出られない方こそ支援が必要ではないかというご質問で地域全体でそういった見守り活動を含めてできないかというご質問でございました。一応そういった部分で地域支援サポーターですとか、あと地域の協力というか、協議体でもそういった活動の部分をサポート的な部分をしております。実際そういった部分で地域の協力という、なかなか難しい部分になるのかなとは思いますが、外側を固めていきたいというふうには考えております。

○議長（須河 徹君） 河端芳恵君。

○5番（河端芳恵君） 協議体、民生委員、いろんな立ち上げがありますが、実際なかなか困難されている方の把握だとか、そういうことができていないような気がいたします。訓子府も人口が減っていますが、65歳以上は約人口の38%、中には50%を超える町内会もあります。75歳以上の後期高齢者になりますと約20%、中には30%以上の町内会もあります。やはり住み慣れた地域で可能な限り暮らしていくためには、いろいろな見守りが必要だし、制度も整えていかなきゃいけないと思いますが、地域包括ケアシステムの構築が急がれているということで総合計画の中でも高齢者保健福祉計画、介護保険計画、さまざまな計画の中でもこういうシステムの構築が急がれているということですが、今このシステムについて、どのような考えでどういう進捗状況というか、どういう段階でしょうか。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監（今田朝幸君） 今、地域包括システムの現状、進捗状況というご質問だったと思います。地域包括ケアシステムという部分でございますけども、これは高齢者が可能な限り地域で自立した生活を最後まで継続して持続していくため、医療、介護、住まい、生活支援サービス等の提供をするというものでございます。実際、地域包括センターの方でそういった、今、議員さんおっしゃったような活動をしてございます。それで

先ほど言いましたように、協議体等も自主的な組織で立ち上げて運営、活動している状況でございます。徐々にこういった活動、包括ケアシステム構築に向けた活動は進んでいるものというふうに認識してございます。

○議長（須河 徹君） 河端芳恵君。

○5番（河端芳恵君） 私たち団塊の世代が75歳以上を迎える2025年を目途にこの地域包括ケアシステムを作成するという事なんで、今、それに向けて、これは医療、介護予防、住まい、生活支援、全般に提供されるシステムなので、今こうきちんとそれに向けて計画を立ててきちんとやっていかなかったら間に合わないという時期に来ていると思いますので、やはりこのケアシステムの今ちょっと進捗状況ちらっと伺ったんですけど、これをどういうふうにこれから立ち上げてきちんと制度化するとか、そういうことは目途というか、どういうふうになっていますか。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監（今田朝幸君） ケアシステムの構築の目途、一応、目標では2025年度を目途にということでシステム構築を目指しますというかたちになってございます。それで今回、第8期の介護事業計画の方策定させていただきましたけども、ケアシステム構築のために推進項目としまして、14項目を立ち上げて、それに対して一つ一つ問題解決して、システム構築に向けて取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

○議長（須河 徹君） 河端芳恵君。

○5番（河端芳恵君） この地域包括ケアシステムは福祉保健課だけでなく、いろんな課との連携というのも必要だと思いますし、そういう意味で、きちんと高齢者が安心してこの町で一生を終えられる。そういうようなシステムをきちんとつくっていただきたいと思います。あと先ほどもお答えいただきましたが、支援を必要とする世帯の早期発見についてですが、高齢者世帯は増えてますし、その中で単身の高齢者世帯も増えております。利用できる制度があってもわからない人もおりますし、民生委員や介護支援員、いろんな方がサポーターとなっておりますが、例えば見守りサポーター制度、隣近所だとか、この人にこういう見守りとかちょっと買い物のお手伝いをするとか、ちょっとしたごみ出しのお手伝いをするとか、何かそういうような制度みたいなものは、これは町内会とかいろんなところと連携しなきゃできないと思うんですけど、何かそういうようなことを進める考えはありませんか。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監（今田朝幸君） 今、地域での見守りのために町内会等を通じてそういった活動を考えるかどうかというご質問だったとございます。こちら議員おっしゃるとおりそういった見守りの方法があるのかなというふうに思いますので、関係課と調整の方をさせていきたいなというふうに考えてございます。また社会福祉協議会の方で生活支援サポーター派遣事業等で一定の講習を受けたサポーターさんがそういった見守りが必要な人等の自宅等を訪問したりする、そういった事業というか派遣事業がございまして、そういった部分も含めて検討の方をしていきたいなというふうに考えてございます。

○議長（須河 徹君） 河端芳恵君。

○5番（河端芳恵君） いろんな制度が考えられておりますが、意外と高齢者の方は情報がないというか、はたから見たらかなり困ってらっしゃる、頑張っているな、ちょっと支

援をもらったと思うようなことがあったりするんですけど、そういうことをなかなか情報としてわかってないというか、そういうことも含めて、隣近所だとかサポーター的な人がこう見守りしたらいいのかなと思いますけど、まず、いろんなことは申請、相談があってということから何でもはじまりますけど、相談に行く前に、はたから見たらかなり大変だと思っても意外とご自身が認識、今まで頑張ってきたしということで、ちょっと頑張りすぎるといことが結構あるんですよ、だからそういうことも含めて、そういう見守りサポーター制度ができたらいいなと思います。それと認知症の方に対しては成年後見人制度がありますが、その前段で補助、補佐という制度もありますが、そういう認知症でなくても、虚弱だとか、そういう方に今の制度というか、そういうことで見守りしていけたらなと思いますので、それについて、ちょっともう一度お答えをお願いします。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監（今田朝幸君） まず1点目に議員さん何度もおっしゃってますけども、地域での見守りというサポートができたらいいなという部分でございますけども、先ほど来言っておりますけども、これは私の考えというか思っていることですが、うちの町としては、町内会ですとか実践会で地域での見守りという部分は結構、まわり近所で独居老人さんですとか、夫婦ふたり世帯という部分は気にかけていらっしゃるのかなというふうにも思います。しかしながら、そういった見守りという部分は必要な部分だと思いますので、先ほど申しましたように、今後ちょっとその辺も含めて考えていきたいというふうに考えてございます。

あと認知症の部分、社会福祉協議会の方でやっておりますけども、認知症高齢者ですとか、知的障がい者等々、判断能力が不十分な方が地域において自立ができるように福祉サービスですとか情報提供、また金銭管理等々の日常生活の自立支援事業という部分がございますので、それらも活用しながら町も何かの力添えをしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（須河 徹君） 河端芳恵君。

○5番（河端芳恵君） 高齢化はもう急ピッチで進んでおりますので、安心してこの町で住み続けて一生を終えられるような、そういうかたちの構築をお願いいたします。

高齢者の住宅についてですが、アンケートでもやはり住み慣れた住宅に住み続けたいという声が多かったということですが、ある程度、体に不自由をきたしたりしたら自宅での生活が困難になったらケアハウス、それ以上また生活、介護度が増えたりすると静寿園、特別養護老人ホーム、そういうふうに段階的になっていくのかなと思いますが、第6次総合計画の中でいろんなアンケートを踏まえて、高齢者向け住まいの充実ということがありまして、その中に民間活用型住宅というのを検討ということも触れておりましたが、それは具体的に今どのように進んでいますか。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 高齢者が将来ですね、住宅に住めなくなった時のためにケアハウス、特養、そして総合計画の中で高齢者向け住宅の検討ということですが、民間活用型というのは高齢者の住まいの方に該当しているかちょっと今確認はできないんですけれども、この時点ではサービス付高齢者住宅、そういった検討もしておりました。ただ、サ高住、略してサ高住というんですけれども、サ高住は入居費がやはり特養からみる

とかなり高いということもありまして、アンケート等を取りましても、なかなか入居の希望がないということで、見込めないということで、それについては、ちょっと断念をしているというところでございます。そのあと建設課と一緒にですね、若い方と一緒に住まう住まいのかたちについて、コミュニティ団地ですね、これの需要の調査をさせていただいておりますけれども、なかなか若い方がコミュニティに参加するのとか、お年寄りにとっても小さいお子さんがいると静かではないということで、なかなかこれがかたちにならないようなアンケート結果が出ているということで、今はそれよりも将来、2025年、75歳以上の高齢者のピークが過ぎた後、おそらく特養だとか、そういったところの施設に入所する方が減ってくるのではないかとということで、ケアハウスの方を今、自立の方しか入れないんですけども、そういったところで特例の入所ができるような、入居ができるような、そういった仕組みも含めて総体的に今、検討している段階でございます。そういったところでご理解いただきたいと思っております。

○議長（須河 徹君） 河端芳恵君。

○5番（河端芳恵君） 私もろに団塊の世代の2025年問題のまっただ中なものですから、本当にこの問題については、関心ありますし、今からこうきちんとしていかなければ大変なことになるなと思っておりますので、いろいろ伺いました。今の状況わかりました。この総合計画の中で高齢者向け住まいの充実に向けた検討があって、その下に民間活力を活用したというのがあるので、住宅、民間が建ててそれを例えばタウンコートみたいな、ああいうようなかたちなのか、どういうかたちなのか、ちょっとわからなかったんですけど、それは検討ということで、アンケートの中では、今、差し当たって、それを必要とする声があんまりなかったということでよかったですかね。これについてちょっとお願いします。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 何点かにわたっていろいろな立場からのご質問をいただいております。地域の見守りや地域のシステムは大事なんでないかと。私はですね、多摩のニュータウンとかですね、札幌の団地形成が一時非常に脚光を浴びてまいりましたけれども、現状では今、非常にこういったところの都市における高齢者問題って深刻な状況になってきている。孤独死の問題や、あるいは行き場のない高齢者の人たちが都市の大問題となってきたことはもう周知のとおりでありますけども、じゃ我が町で一体どうなのかということを考えていきますと、確かに何年かにいっぺん孤独死をされて発見されるということ、つい最近も60代の後半の男性がそういうかたちで発見されたということもありました。しかし、私たちの町はあらゆるボランティア、保健師、公的なことも含めて、そういった不幸を起こさない状況をどうつくるかということはずっと私はやってきているというふうに思います。その点で言うと、都会に住んでいる孤独な高齢者とは違う私たちは大変な状況の中でも頑張っておられるんでないかと。その点では、やっぱり確信をもっていただきたいと私は思いますね。昔のように保健師が一戸一戸訪問して高齢者宅を訪問して、そしてケアをしていくという状況が変わってきてます。これは百歳体操じゃありませんけれども、あらゆる場、機会を通じて交流をしながら発展させていく。その一つにそれぞれの元気な方が協議体等を通じて役割を担っていくということが今、かなり実践的に出てきているということもありますので、これらも含めて、自らができる人たちもさることながら、

そういうところに来れない人たちをどうするのか。これをやっぱりこの介護保険計画の中でも示しているような状況に結び付けていきたいというふうに考えております。アンケートの中では我が町は自宅願望が強い。できれば人の助けがいなくなるまでは自分の家で生活したい。暮らしたいというのが、もう本当に多い町です。これはもうヨーロッパなんかと比較するとですね、一定の年代になったらもう売りさばく、そして自分は高齢の集団住宅に入って行くというような状況がシステムされていて、そしてその公共住宅については、かなり自治意識が強い中で尊厳も守られていくというヨーロッパの歴史と異なるですね、自宅願望主義的なことがありますから、非常に厳しい。その一つに例えば私は添い遂げるという古い言葉を使いましたけども、夫婦が別々に死を迎えるのではなくて、できるだけ夫婦揃って共同の生活の中でやっぱり最後を迎えていくという状況をどうつくっていくかと。その点ではいろんなことを申し上げてきましたけども、やっぱりケアハウスのものに福祉サービスも含めたですね、総合的な支援の中でやっぱり生活をしていく状況をもっと強くしていかなきゃいけないだろうなというふうに考えています。さらに民間活力です。これは高齢者住宅がイコールそうなのかということではありませんけれども、公共住宅の公営住宅のやっぱり限界、所得性の問題とかいろいろありますので、その点でいくと、後からの質問にも出てくると思いますが、こういった住宅政策をこれから掲げていくのか。公共の住宅だけではなくて、お年寄りの生活含めて、どういう住宅をつくっていくかというところがこれも今、近々に求められている状況ではないかなというふうに思っておりますので、ぜひですね、その中には民間活力とか、いろいろなことも出てまいりますけども、ご理解をいただきながら、みんなで団塊の世代が2025年を迎えるに当たってですね、作り上げていくということが、昨日の除雪の問題ではないですけども含めて、そういう地域力というか、人間力が今、試されている時が来ているのではないかなと思っております。

○議長（須河 徹君） 河端芳恵君。

○5番（河端芳恵君） 2025年問題を前にして我々団塊の世代には特にさまざまな不安を抱えております。会うとやはり病氣、老後、介護、そういう問題の話になりつつあります。その中でこの町で住み続けられるような施策ということでいろいろお考えいただいておりますので、それをよろしく願いいたします。

次に、人生100年時代を見据えた社会教育の推進の考えについて、教育長に伺います。

人生100年時代になり、生涯学習の果たす役割がますます大きくなっています。

町では成人、高齢者向けのさまざまな取り組みをしていますが、参加者が少ないのが現状です。

コロナ禍の中、高齢者がさまざまな不安を抱いて日々過ごしています。さまざまな詐欺の被害に遭うなど、高齢者を取り巻く社会的環境が厳しい今こそ、高齢者の社会教育の推進が大きな課題だと思います。

1、高齢者の社会参加をどのように進めていきますか。

2、高齢者はさまざまな知恵と技を持っています。それを生かす生きがいつくりの取り組みをどのように進めますか。

以上、伺います。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） ただいま「人生100年時代を見据えた社会教育の推進の考えについて」2点のお尋ねがございましたので、お答えをさせていただきます。

少子高齢化、高度情報化、グローバル化、格差社会などが進み、加えて新型コロナウイルス感染症の影響により地域社会が一層先行きが不透明となっているところです。

そのために、人生100年時代を迎える中で、生涯にわたるあらゆるステージにおいて、さまざまな学びや学び続けることのできる学習機会の提供と仲間づくりや人づくりの社会教育の充実に努めているところです。

1点目に「高齢者の社会参加をどのように進めていくか」についてのお尋ねがございました。

教育委員会では、高齢者の趣味活動や健康の保持、知識や経験を生かした活動など、楽しく学びながら、自ら生きがいを見つけられるような、社会教育活動を行っているところです。

高齢者を対象とした事業としては、学級生が自主的に運営し生きがいと仲間づくり、さらには学習の場としての「若がえり学級」、健康維持と仲間づくりを目的とし、福祉部門と社会教育が連携した「シニア健康教室 しゃきつと倶楽部」、高齢者世代を対象としたスポーツ教室や年齢や性別にあった高齢者の健康・体力づくりなど各種学習機会を提供し、生きがいや健康づくり、仲間づくりを支援しているところです。

コロナ禍にあって、昨年6月から再開しました若がえり学級では、例年より出席率が高くなり、活動を待ちわびていた学級生の皆さんは、人との出会いやおしゃべりなど仲間づくりが生きがいとなっていると再認識したところです。

また、福祉部門と連携しての高齢者の健康づくりのための各種教室への参加やスポーツセンターの利用が増えており、自ら学ぶ意欲の高まりとともに、従来の集団学習中心から「個」の活動へと意識の変化も感じられます。

今後も高齢者のニーズや必要課題を把握し、福祉や子育て部門、学校教育などと一層の連携を図りながら、高齢者の興味関心を引き起こすことや、学習機会の充実やPRを行い、事業への参加促進を図ってまいりたいと考えているところです。

次に、2点目の「高齢者の知恵と技を生かす生きがいづくりの取り組みをどのように進めるのか」についてのお尋ねがありました。

高齢者は豊かな知識・経験を有しており、今まで得た知識や技を次世代に伝えながら自分たちの力を発揮し、活躍の場を広げていくことが高齢者の生きがいづくりになっています。

高齢者の知恵と技を生かす取り組みとしては、「若がえり学級」におけるこども園や訓子府高校との異世代交流、地域の方々をボランティアとして派遣するスクールサポーター事業では、学校への学習支援や環境整備を行っており、スポーツ教室や文化・芸術教室などの講師、さらには、スポーツや文化・芸術の団体などの指導者として、幅広く多方面にわたって培ってきた能力を発揮していただき、子どもたちの成長や地域社会に貢献されているところです。

今後も「知恵と技」を持つ側の高齢者と「学び」を求める側のニーズの把握と調整に努めながら、高齢者の経験や知識、学んだ成果を次世代に伝承し、活躍の場を広げ生きがいづくりにつながるような環境づくりに努めてまいります。

以上、お尋ねのありました2点についてお答えいたしましたので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 河端芳恵君。

○5番（河端芳恵君） お答えいただきまして、さまざまな町も高齢者向けの教室、若がり学級、老人クラブ、いろんなこと、取り組みをされているというのはわかりますし、私も何回か参加したりしてわかります。ただ、こういうところに出てこれる人は心配ない人なんですけど、なかなかいろんな場に出てこれない方、また地域との関わりの薄い人たち、そういう人たちの対策というのが大きいのかなと思います。いろんな場に出てこれたら情報もあったり問題ないと思うんですけど、そういう場に出てこれない人にはどのように対策というか、考えてますか。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 1問目の地域ケアシステムの関係とも関連する部分だと思えますけど、先ほどご答弁申し上げたように、人生100年時代ということで平均寿命が伸びている中で高齢化が進んでいるというのは、うちの町でもそういう状況だということでございます。それで高齢者の意識が段々変わってきているのが現状だというふうに思っております。それで、令和元年度に第2期の社会教育中期計画を作成したところですけど、その時にアンケート調査を行って「どういう活動に興味、関心があります」ということをアンケートとった結果、高齢者の中ではやはりこれからのことも不安を抱えているところがあって、やっぱり健康や介護についての興味関心が一番あるというような結果が出たということで、それらを中心にしまして、先ほど申し上げたように今、健康づくりや体力づくり、スポーツセンター等の利用促進に向けて、それらを中心にやっているようなところで、それと福祉とも関連が非常に深い部分もございますので、定期的に担当者が月1回例会を設けて、どのようなことを展開していくかということを経営共有しながら、その辺のこともやっていますので、高齢者の方がやっぱり興味関心を持つような事業参加、それともう一つ、足の問題もやっぱりあると思いますので、その辺も含めた中での今後の事業展開を考えていきたいというふうに思っているところです。

○議長（須河 徹君） 河端芳恵君。

○5番（河端芳恵君） 町の中で若がり学級だとか、いろんな講座を開いて、そこに参加するというのがまず第一的に行われていると思いますが、なかなか参加できない方に町内会と連携して押しかけ出前講座的な、町内の、こういう場合は若がり学級だとか、そういうことを関係なく地域の老人クラブなんかと協力しながら、そういう押しかけ出前講座みたいなことをして、それにはいろんなこういうメニューがありますよということで、いろんなメニューを取り揃えて、そういうような講座も必要なのかなと思いますが、それについて伺います。

○議長（須河 徹君） 社会教育課長。

○社会教育課長（山田洋通君） ただいま、各種講座で場所が公民館でやるというだけではなくて、地域に出向いてはどうかということのご質問がございました。現在ですね、教育委員会では、訓子府巡回講座というものがございます。これはですね、地域単位、町内会とか、あと団体、サークルでも構いませんが、そういう単位での学びたいこと、体験したいことということの相談や申し込みを受けながら、それに対して講師の派遣ですとか、

実際、職員が出向いて、一緒にね、集ったり学んだりというようなことを行っております。今年度につきましてはですね、年度当初、コロナの関係でなかなか開催できなかったということがございますが、秋口からですね、徐々に申し込みもございます。例えば、体力づくりの関係でいけば、ひめトレですとか、あとストレッチ、そしてホラネロ、ナイトピラティスなどですね、主に自分たちの趣味や関心というものを中心としながらさまざまな講座を行っているところでございます。

○議長（須河 徹君） 河端芳恵君。

○5番（河端芳恵君） こういうメニューがあります。相手から依頼じゃなくて、積極的にいかがですかみたいなことで進めてほしいなと思います。高齢者のさまざまな知恵と技を生かす取り組みなんですけど、先日、訓子府再発見ってありましたね、あの中に高齢者のインタビューとか、何かそういうようなこともあって、エピソードが記載されて、とてもよかったなと思いますが、先日も高齢者、100歳を超える方と話す機会がありましたけど、昔のことを本当によく覚えていらして、こういう話聞いて終わりじゃなくて、例えばDVDとか画像に残して、そういうものを活用できたらいいなと思います。そういうようなことで、今、高齢者もどんどんこう昔を知る高齢者が減っておりますので、今こそそういう時期じゃないかなと思いますが、そういうお考えはありませんか。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 前段、巡回講座のことを課長が申し上げたんですけど、メニュー等の、うちの方でパンフをつくって、こういう講座が、こういうことができますということをお老人クラブ等を通じて毎年発布して、それに応じながらやっているというのをまずご理解いただきたいというふうに思っております。

それで高齢者の技や知恵をどう生かしていくか。それとなかなかこう高齢の方がいろんなそういう世代の中で体験したことが、やはりうちの町としての財産ですので、その辺のところをやっぱり傳承していかなきゃならないというふうに私自身は思っているところでございます。それで、技だけじゃなくて、やっぱりこう高齢者の方が人生の中で経験してきた、例えば昔からの傳承あそびだとか、高齢者が経験してきた子育てだとか家事とかも含めて、その辺をどう次世代につなげていくかということは必要だというふうに思っていますので、それらのことを河端議員おっしゃっている映像等も残しながら、その辺のともこれから検討してまいりたいというふうに思っていますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 河端芳恵君。

○5番（河端芳恵君） 歴史館にもさまざまな昔の道具だとか機械が展示されておりますが、意外とどういうふうにするのかわからなかったりすることもあるかと思っておりますので、そういう意味でも具体的にこういうふうにするとか、そういうような映像が残ればいいのかと思ったものですからお願いしたいと思っております。

○議長（須河 徹君） 社会教育課長。

○社会教育課長（山田洋通君） ただいま、歴史館の資料を活用してということのご質問ございました。歴史館ではですね、郷土の資料、歴史の資料、また生活の資料等を収集して保存、そしてそれを公開している施設でございます。これらにつきましてはですね、年に一度か二度ですね、見学への対応とかなどでの資料を活用した事業を行っております。ちなみに今年度、最近ではですね、今年度では、歴史館で所蔵しているレコードを使って

の、みんなで聞いて楽しむというようなこともありましたし、また議員おっしゃる資料のどのように動かすのか、使うのかという部分でいきますと、11月にですね、企画展としての、ちょっと昔の暮らしとあそび展というようなことも行いまして、そういうような取り組みを行っているところです。今後ですね、そういった高齢者の持っているものと知恵というのをね、あと次世代へと結び付けながら事業を展開していきたいというふうに考えております。

○議長（須河 徹君） 河端芳恵君。時間です。

○5番（河端芳恵君） 今ある資源、人的資源と両方をうまく活用していただきたいなと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（須河 徹君） 5番、河端芳恵君の質問が終わりました。

ここで午前10時35分まで休憩といたします。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時35分

○議長（須河 徹君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次は、4番、谷口武彦君の発言を許します。

谷口武彦君。

○4番（谷口武彦君） 4番、谷口です。一般質問通告書に従って質問させていただきます。

コロナ禍の影響を受けた町民への支援は。

まだまだ収束が見えない新型コロナウイルス感染症ですが、今まで町としてもさまざまな支援策を打ち出しています。

昨年11月ごろからの第3波の到来。

令和3年になってからも、治まることを知らず、さまざまところで、大変な思いをされている町民も多いと聞いています。

それらの方々に対する、これからの支援の考えを町長と教育長に伺います。

一つ目といたしまして、昨年末に行った新型コロナウイルス感染症に係る子育て世帯への影響に関するアンケート。その結果を踏まえて、支援を求めている世帯への考えは。

二つ目、昨年12月に、旅館や飲食店への経営支援補助金の支給が行われましたが、コロナ禍の影響を受けている全事業者へ今後の支援の考えは。

以上です。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「コロナ禍の影響を受けた町民の支援」について、2点のお尋ねがございました。

1点目に「昨年末に行った新型コロナウイルス感染症に係る子育て世帯への影響などに関するアンケート結果を踏まえ、支援を求めている世帯の考えは」とのお尋ねがございました。

新型コロナウイルス感染症に係る子育て世帯への影響に関するアンケートにつきまして

は、昨年12月21日から1月4日までの期間に、町内の0歳から18歳までの子どもを持つ保護者世帯347世帯を対象に実施し、209世帯から回答を得たところです。

回収したアンケートの回答内容については、集計を行った上で、新型コロナウイルスによる影響がどのような状況下の子育て世帯に、また、どのような支援を求めているかなどの観点などから分析作業を進めているところです。

アンケートの回答内容を一部紹介しますと「新型コロナウイルスの影響により保護者の就労状況に変化があったか」の問いでは、84%にあたる173世帯が「変化なし」との回答がある一方で、「休業した」と回答する世帯も見られました。

次に「収入の状況に変化があったか」の問いでは、54%にあたる120世帯が「ほぼ変化なし」とする回答であり、「減少した」と回答した世帯は34%にあたる80世帯となりました。これら就労状況と収入状況に影響があった世帯について、その相関関係を見ますと、派遣・契約社員・パート等として働かれている方の収入については、200万円未満の世帯の割合が高い傾向にあることがわかりました。

また「子育て世帯がどのような子育て支援を求めているか」については「給付金による経済的な支援」と回答した世帯が109世帯と最も多く、新型コロナウイルスの影響による収入面の変化が少なかった一方で、給付金による経済的な支援を求めている子育て世帯が多いことがわかりました。

このアンケートから得られた情報を基本に、アンケート以外の新型コロナウイルスに関連した町の情報も加えながら、新型コロナウイルスの影響を受けた子育て世帯をさらに分析し、今後において実施する新型コロナウイルス対策事業によって支援してまいりたいと考えています。

2点目に「コロナ禍の影響を受けている全事業者へ、今後支援の考えは」とのお尋ねがございました。

昨年2月以降、コロナウイルスの感染拡大によって大きな影響を受けた旅館や飲食業へ昨年5月と12月の2回、売上げの減少割合に応じ農業以外の全業種を対象として6月に1回経営支援補助金を交付しました。1回目の緊急事態宣言解除後の5月25日以降、回復傾向にある業種も見られましたが、11月以降の全国的な感染拡大により、依然として厳しい経営状況に置かれている事業者も少なくないと思われます。今後、商工会などの関係機関とも協議しながら、売上げの減少割合に応じた経営支援等について検討していきたいと考えております。

以上、お尋ねのありました2点につきましてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○4番（谷口武彦君） 今回のアンケートですね、QRコードを取り入れたということで、短い期間だったということもあるんですが、短い期間でもですね、60.2%という高い回収率になっています。QRコードを取り入れたことが要因かもしれませんが、コロナ禍の影響を受けている、また大変興味があるということで、緊急な支援も求めているということの意味しているのではないのかなとは思っております。まだ分析作業を進めているという答弁がありましたので、全員協議会の説明ではですね、取り急ぎ緊急に支援を求めている声は見られなかったというご意見でしたが、それでも収入が下がっているという世帯

がない訳ではございません。昨年の12月の定例会ですね、工藤議員の一般質問での答弁の中で、コロナの影響を受けた生活困窮者の世帯やひとり親世帯の状況を把握しなければならないとありました。今回この子育て世帯全体を対象にアンケートを行った経緯というのがわかれば伺いたいと思います。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） 今、谷口議員の方からアンケートの経緯ということでご質問いただきました。まさしく、今、議員言われるとおり12月議会で工藤議員からご質問の中で、町長の方から生活困窮者への支援の関係についてのご答弁申し上げました。生活困窮者ではなくて、生活困窮者への調査をする。年内調査ということでご答弁しました。それでちょっと、そういった意味では、何が生活困窮者なんだというところも含めていろいろ庁内とか庁舎の中で協議をさせていただきました。ほぼ最も影響が大きいんじゃないかと言われているところの子育て世帯への意見の聞き取りをまずはしましょう。プラス今回、一昨日ですか、専決で議決いただきましたけども、そこは町民税の非課税世帯への1万5千円の給付も専決をさせていただいて、1月の頭から実施をした。今回はちょっと昨年アンケートの取りまとめが1月4日までということになっちゃったんですけども、それはもうぎりぎりのところで進めさせていただいたということで、そういった意味では、子育て世帯の状況を確認したいということのアンケートだということでご理解いただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○4番（谷口武彦君） アンケートの経緯は説明いただきましてわかりました。アンケートからですね、得られた情報をアンケート以外の新型コロナに関連した町の情報踏まえながら影響を受けた子育て世帯を分析し支援すると答弁でありました。この結果はですね、各部局でこのアンケート結果を共有されて検討されていることでよろしかったでしょうか。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） たまたま、今、各部局での検討でよろしいかというようなご質問でいただきました。アンケートの部分については、ちょっと時間的な問題もありまして、総務課でアンケートをとって、解析までできないんですけど、1回目の結果の部分までは総務課の方で実施した。先ほど議員からもお褒めの言葉か別として、QRコードを使ってやったということで、データの的にはもうすべてきちんとしたもうすぐグラフ化できるようなデータが提供されるということですので、そのデータをすべての担当部局の方にはお送りして、そこで解析をしているということですので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○4番（谷口武彦君） QRコードですべてグラフ化できるということで今回ですね、ちょっと中身についても少し伺っていきたいと思います。先ほどは、専決で行ったということでありました経済的に困窮している家庭への支援ということで、今年に入ってから行われた非課税世帯への冬季生活応援事業給付金、1世帯当たり1万5千円が支給され、572世帯が申請されたということです。その中で子育て世帯も多く含まれていると思います。この給付金ですが、町内全非課税世帯の支援になりましたが、大変喜ばれているのは確かですし、ですが全ての子育て世帯が対象という訳ではなく、やはり子育て世帯の方々と話をしていますと、まだまだ経済的な支援を求めている方が多いと感じます。この質問をす

るにあたりですね、子育て世代の町民の皆さんにお話を少し聞きまして、その中でも最近、使い捨てマスクが主流になってきており、マスク代が結構かかると。また子ども用のマスクの定期配布などもしてほしいという声も高くなっており、大人のマスクの備蓄はあるとは思いますが、子どものマスクは備蓄しているんでしょうかという声も多く聞かれました。またプレミアム商品券や支援金や給食費の免除などを求める声も多く聞かれましたが、そういった声を踏まえてですね、次に検討されている事業などがあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） このアンケートを踏まえて次の事業というご質問でしたけれども、答弁の中でもですね、一定の分析のアウトラインについてお話させていただいたんですけども、若干、繰り返しになりますけれども、就業の変化がないかあるかの中でですね、ほとんどの84%の方がいないという一方で、休業、中には無休の休業になった方もいらっしゃる。そういった方をちょっとクロスさせていろいろ追っていきますと、やはりパートですとか派遣社員、アルバイトの方で年収が200万円の主な生計主の方があるところにとどり付きました。これだけでですね、すべてまた語れない部分もありますので、このことを基にして例えば教育委員会で持っているデータなんかでもですね、お互いに情報共有しながら、どこまでカバーできるのか。こういったことをですね、今、つめているところですので、そのあたりをまず中心にやるということは今の時点で申し上げられるところでございます。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○4番（谷口武彦君） 道内ですね、さまざまな自治体で児童手当給付金世帯、子育て世帯、ひとり親世帯の支援金の給付、それからですね、給食費の免除などが多くみられます。ぜひそのような支援策も検討をされていていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

また、次のアンケートでは、次にはですね、子どもの学習支援があげられています。多くの保護者、特に実践会地区の皆さんは光回線の進捗状況が大変気になっているということで、来年度から中学校でもタブレットが支給されるということで、リモート学習の部分など、どうなるのか心配ということが声が上がっています。早く均等に取り入れてほしいなどの声も多く聞かれますけども、子育てアプリの導入など、積極的に推進していますが、これから光回線が全世帯につながるということで、そうなる前とそうなってから、学習面に対する取り組みの違いなどがあれば、どのように考えているかをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 管理課長。

○管理課長（高橋 治君） ただいま、学習のリモートの関係のことについてのお尋ねかだと思います。現在も実践会地区、光回線以外でADSLとISDNと使ってインターネットにつながっている方がいらっしゃると思います。私どもの調査で年末ですが、自宅でインターネットがWi-Fiというんですかね、Wi-Fiが繋がらないという家庭が約30から40世帯くらいということなので、それに対しても今後、昨年のような休業はないかもしれませんが、もし万が一そういうようなことがあって、今回導入したGIGAのスクールの関係でのタブレットの導入するとしたら、例えば自宅でうんぬんという場合

につながるようなかたちでのポケットW i - F i みたいな対応はするということで先日も議会で承認をいただいて、補正などもさせていただいておりますので、そういうもので対応していくようなことは可能かと思いますが、今後もICT推進委員会ということで学校とも協議をしておりますので、マウスの使い方等も含めて先生方と協議をしながら進めていきたいと考えております。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○4番（谷口武彦君） ぜひですね、隣の家は早いけど、うちは遅いとかって、そういう差ができないように一律でリモート学習が進める場合は進めていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、アンケートで多かったのが、子どもの預け先の感染防止対策、放課後に安心して過ごすことができる遊ぶことができる場所がほしいという意見が多くなっていました。子どもたちはまだですね、自由来館がまだ認められていない、児童館に行きたいのに行けない、特に低学年の児童はスクールバスなど時間があるので、ちょっと待っている間、児童館にも行きたいんだけど、自由来館の方は行けないということで外で待っている状況もみられているということです。バスの時間とかもそうなんですけども、子どもたちが安心して遊べる空間づくりのためにも児童館の自由来館を含めて、子どもたちの遊べるスペース、空間づくりを今後どのように考えているかをお聞きいたします。

○議長（須河 徹君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（山本正徳君） ただいま、児童センターの自由来館の関係の部分でのご質問と子どもの安心して遊べるスペースというかたちのお話ありがとうございました。現在、コロナ禍において、3密を避けるというかたちで感染予防対策の一つといたしまして、児童センターの中にたくさん子どもたちが集まるとまだ危険性が増すということもありまして、自由来館のお子さん方の制限を行っている段階でございます。児童センターの性格上、ご夫婦ともに働いている方のお子さんの居場所という、預け先的な部分の意味合いというのが非常に強くなっていくということで、児童クラブの登録、児童についての預けにちょっと限定させたかたちで対応させてもらっております。ただ、自由来館という人においても家庭の事情等でありましたら個別なかたちでの受け入れ等も行っている段階でございます。また学校が終わってからの放課後というかたちの部分で子どもたちが外で待っているととかというかたちの部分ですけれども、学校等とも協議いたしまして、バス待ちの間の時間だとかというのは多目的ルームですか、そちらの方で開放して待てるようなかたちの部分での対応等も行っております。

以上です。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○4番（谷口武彦君） 児童センターになると、密になる可能性もあるということで自由来館まだ厳しいというお話でしたが、子どもたちの声も含めてですね、ぜひいい方法を考えていただきたいなと思っております。

ほかにですね、子どもたちのコロナ対策としても、毎日同じ、先ほども言いました児童館もそうですけども、施設の消毒、備品の消毒ということが日々繰り返されていると思います。小中学校はですね、除菌のサポートされている方がいるというお話を聞いています。ですが、こども園の先生方は大変気を使いですね、毎日遊具や施設を除菌されているとい

う話も聞いておりますし、こども園だけではないですけども、さまざまな教育施設で、そういう除菌などをされている方で大変気苦労をされているというお話を聞いております。そういう方ですね、支援の手を差し伸べていただきたいと思っておりますし、他の自治体ではですね、そういう方々の慰労金などを支給するなどという制度もあるようですし、精神的に大変な思いをしている方へのサポートも行っているようです。コミュニティ・スクールですね、サポーター制度などを活用してさまざまなことも考えられると思いますが、そのような除菌等を行っている人たちへのサポートですか、代わりに除菌する人を見つけるというのも必要かもしれませんが、その部分の方々への支援などは考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） まず、前段言った自由来館の関係でちょっと補足的な説明をさせていただきますけど、自由来館の中でいけば4時半までというかたちで、自由来館で通っている子がほとんどスクールバスを待っている子か少年団活動、習い事を待っている子がほとんどなんで、先ほど課長から申し上げたように、どうしてもこう通わなきゃならないという事情がある子については自由来館の方でも受け入れているという状況でございます。それでその待っている時間もありますので、それは学校と図書館とも協議しまして、そこを開放しながら、バス待ちの子であれば学校で待っているようなかたちもとっているような状況があるということで、学校にいないで、たぶん見かけているのはバス停に行っただけで待っているという子がいるというのが現状だというふうに思っているようなところでございます。

それと今、各施設での消毒の関係を質問ありましたが、実は各小中学校に道が雇用するスクールサポータースタッフというものを配置しております。それはコロナ禍において、長期間の臨時休校もあったということで、学習の遅れを取り戻すための先生たちの負担軽減を図って、国と道の補助の中でやっているということで、北海道の雇用の方を配置しているということで、去年の11月から今のところ3月いっぱいまで雇用しているということで、校内の消毒を共有部分とかを中心にしてやってもらっているという。

それとこども園に関しての消毒については、どうしても園児が長期間の保育にわたって在園時間が長くなっている状況の中で、そこが園児が退室しなければ、なかなかそこに消毒もいけないという、それと不定期というか、定期的というか、定時に消毒を行えない状況もあって、先生たちに非常に負担をご苦労かけているというのは私自身も知っているんですけど、その中でローテーションを組みながら、例えば早番の先生がそこに回りながら消毒をして帰るようなかたちで組んでます。それで谷口議員おっしゃるような今後、ボランティアも含めた、これからコロナもまだ続くような状況もあると思いますので、感染予防の中でその辺のともちょっと検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（須河 徹君） 谷口議員。

○4番（谷口武彦君） 各施設の先生たちもですね、ご苦労されていると思いますので、ぜひそこら辺も検討していただきたいと思っております。

また、続いてアンケートの高い部分は医療費助成ということになっております。本町は一部負担金などがありますが、中学生まで医療費は無料となっておりますが、コロナ禍により、さまざまな情報が飛び交う中、まだまだきちんとした情報が伝わっていないのも確か

です。昨日のいろいろ質問もありましたが、コロナウイルスのワクチンの話をしますと、お金がかかるから打ちませんという方も中にはいらっしゃいました。お話をしてお金はかかりませんよということも説明したのですが、昨年インフルエンザワクチンの中でかなり大変な思いをされた方が多く、訓子府町では子どもがインフルエンザワクチンを打つ場合は地元の医療機関では1回1,100円、2回目は無料ということで、町での負担金として補っていると思いますが、昨年ですね、11月中旬以降、2回目のワクチンが足りず12月入っても入荷状況ではですね、打つことができないと言われた方や、まだ1回目も打っていない方がいるので、今年は1回だけにしてほしいと言われた親御さんもいるそうです。予約もできず、北見市や近隣の町に打ちに行った方も多という話も聞きます。訓子府町民だからその値段で打てたのというふうには他の町では助成がなく、普通の金額といえますか、大変だった思いをしたという話も聞いております。自治体によってはですね、多くの町民がインフルエンザ予防接種を受けることで、コロナの判定や治療が容易になるという理由で接種費用を全額負担したという町もあるそうです。ぜひですね、今年のインフルエンザワクチン接種、今、年末近くになると思いますけども、去年と同じことが起きないように、子どもだけでなくですね、高齢者の方もインフルエンザワクチンに対しては補助対象だと思いますので、ある程度、人数把握や予約制にするなど、インフルエンザワクチンの確保、それからですね、コロナワクチンの方でもさまざまなこれから課題も出てくると思いますので、打たれる方たくさんいると思いますが、病院でもロスができない、そしてそのような対策をですね、町でもしていただきたいなと思いますが、そちらのお考えはどうでしょうか。

○議長（須河 徹君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（山本正徳君） ただいま、インフルエンザワクチンの関係でお話がありました。未来課の関係としましては、子どものインフルエンザのワクチン接種の関係の部分での回答となりますけれども、昨年、インフルエンザワクチンにつきましては全国的に品薄ということで、10月26日からインフルエンザのワクチン接種、地元の医療機関でということではじまりました。ただ、2月上旬にはインフルエンザワクチンの入手が困難ということで、それ以降のワクチン入手というのはなくて、受けられなかったというような事情がございます。インフルエンザのワクチンにつきましては、国の方で予測をされた中で全体量というのが決められた中で配分されるという形の部分があります。今回コロナ禍の中でインフルエンザのワクチン接種の希望が非常に多かったという事もありまして十分な量が不足したというのが現状でございます。その中において、今年度、インフルエンザワクチン、子どもで受けた部分につきましては、人数的に言いますと昨年と比較いたしまして約8割の方が受けられたということで、ただ、小学生以下につきましては、2回打つということもありまして、2回目がちょっと受けられてないという方もございます。そのような状況でございます。ワクチンの接種につきましては、関係部署等の協議、関係機関とも協議しながら対応等は進めていきたいとは考えております。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○4番（谷口武彦君） そちらもですね、ぜひ、不公平がないように、皆さんが均等に受けられるように協議していただきたいと思います。

次の質問に移りますけども、事業者の支援についてということで、先日の補正の時にも

質問がありましたけども、昨年に行われました三度の支援補助金、旅館、飲食店、観光業の支援、影響があった全業種への売上げの減少割合40から20%のお店、企業に対しての補助でした。当初の予算3,150万円のうち、支出額が55件2,090万円で7割ほどですが、減少率40%、30%、20%の店舗数などがわかれば教えていただきたいと思いますが、またそれにですね、今後また同じような支援策も考えているかどうかをお聞きいたします。

○議長（須河 徹君） 元気なまちづくり推進室長。

○元気なまちづくり推進室長（坂井毅史君） おそらく減少率ということだと思いますので、飲食店とか旅館業の部分じゃなくて、経営継続支援の業種拡大でした部分の件数だということでもよろしかったですかね。その部分ですけども、まず40%以上の減少割合が個人が31件、法人が9件、30%以上の減少割合、個人が1件、法人が4件、20%以上が個人が9件、法人が1件となっております。個人の合計で41件と法人の合計で14件、あわせて55件ということになります。まず支援の検証ということですけども、補正予算の時の質問にもありまして、私、法人の方が申請少なかったという表現させていただきましたけども、予算に関してはどれだけ減少しているかわからないというところでの予算組みでしたので、それとの乖離ある部分というのは、なかなか見通せない部分で、それに対しての法人数が少なかったというご理解をいただきたいと思います。ただ、法人が訓子府町で90ちょっとぐらいだと思うんですけども、それに対しての55件ということなんで、半分以上は申請されてますけども、申請されていない部分も多いということで、これについては、減額しても出さないということあまりないとは思ってますので、その部分は減少していないという事業者があったのかなという検証結果とか見返しているところでございます。

今後の対策ということだったんですけども、先ほど町長からも答弁してはありますが、もともと前回やったのというのは、6月にやって、令和2年の2月から6月をその前年分との比較でやっております。この2月から6月部分というのは、今、確定申告されている最中かと思っておりますけども、ここの部分での申請いただいた分は後日、確定申告等で確認させていただきますということでも事業者の方にはお話をしておりますので、その辺の実態とも確認も必要かなとは考えております。全部の事業者には聞いてませんが、私、一部の事業者とあと関係機関にも状況確認はしてるんですけども、影響を受けていないという、逆に上がっている事業所もありますし、影響を受けている事業者も多いですけども、受けてない事業者も少なくないのかなというのが感じているところです。今後については、先ほど令和2年2月から6月の比較ということですけども、去年末ぐらいからですか、感染また広がったりして状況変わっている部分もありますので、対象期間がどこにするかという、あと減少割合をどこに置くかとかということも含めて考えていきたいと思っております。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○4番（谷口武彦君） 今、ご説明ありました昨年と申請時とはちょっと状況が変わっているの、それに見合ったですね、また新たな考えを出していただきたいと思います。他にですね、今まで店舗出店等支援事業ということで、毎年素晴らしい実績を出されていると思いますが、新規出店者には大変喜ばれていると思います。今後ですね、既存の事業者

への支援、店舗改修等の拡充などのお考えはあるかどうかをお聞きいたします。

○議長（須河 徹君） 元気なまちづくり推進室長。

○元気なまちづくり推進室長（坂井毅史君） 店舗出店補助金の要綱ですけども、見直しを行いまして、その中ではですね、コロナに対応した見直しもということでの検討もしております。ただ、店舗出店等支援事業補助金につきましては、先ほど谷口議員からもお話ありましており起業や第二創業での補助ということでの整理をしていますので、そこでの見直しは行っていなかったところです。昨年12月に飲食業を対象に支援補助金として支給してはいますが、その中では新北海道スタイル、実践していただくということが前提となっております。その新北海道スタイルでやっていただくには、多少、額少なかつたかもしれないですけども、その中での対策費も含めてということでの補助金で支給していたこととなります。ただ、これから感染状況わからない、ワクチンの状況もわかりませんし、今後も続くことが想定されますので、それらに対応した経営対策も必要になってくるかと思っています。例えばなんですけども、店舗改修事業というの今あるんですけども、そこにコロナ枠、本来の改修とは別に、例えばコロナ枠で、例えばデリバリーやるとか、そういうことでの別枠を設けての対策も必要ではないかということでも内部では協議していますので、今後の状況見ながら検討していきたいと考えております。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○4番（谷口武彦君） 今のお話ですが、例えば古くなった備品の購入やコロナ対策の空気清浄機、デリバリーの冷蔵庫、そういうものもコロナ枠ということで足していただいて、収入が減っていると冷蔵庫が壊れても商売ができない、逆にそういうことになってしまう可能性もあります。継続するための補助としての新たな考え方を出していただいて、ちょっと違って、今までと違った視線からですね、考えていただければと思います。先ほどの子育てに関係しますが、地方創生臨時交付金として本町にも9,700万円ほどの交付金がくると思います。それらを活用して今後、町民への支援策、さまざまな自治体でやっております水道料の減免や無償化など、思い切った新たな事業を検討していただきたいと思いますが、この質問の最後にですね、町長にお聞きします。町民への支援、それから子育て支援ということで国の制度の上乗せ、それから医療費の問題などあります。特に子どもの医療費ですが、今までは年間中学生までの医療費、年間900万円ほどで、中学生だけは150万円ほどの支出があります。町長が掲げた公約で子育てするなら訓子府ということで、高校生までの医療費無料ということがあがっていますが、これ多くの高校生を持つ親御さんの思いです。これからの移住対策にですね、大きく影響するものではないかと思っておりますので、そちらを含めて今後のお考えをお聞きしたいと思っております。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 今、るるご質問いただきました。もう議員ご存じのとおり今回の交付金の配分については9,714万7千円という予算が明らかになってきておりますけども、私どもの各係長たちが集まってプロジェクトチームをつくらせていただいています。その中で検討している総体としての行事は事業費として、およそ1億数千万、1千万ぐらいのことは出てきております。これらを含めて、これは事業所のマイナス部分だとか、あるいは子育て中の家庭が実質的に困っている人たちにどういう目配りが必要なのかということ。さらにはまた学校関係でいっている今、当面コロナの関係でどうしても整備してい

かなきゃならないことなんかも含めて中身的には精査しているところですので、これらについては、今の考え方では4月に臨時議会を開ければ臨時議会を開いて中身の提案と説明をし、そして補正でできるだけ早く対応していきたいという状況です。子どもの医療費の無料の問題を高校生まで拡大すべきでないかと。私は個人的にはそのとおりというふうに思いますけども、全体的な今、財政支出等の状況からいくと、まずは義務教育で何とかここまで来ましたので、これらの推移を見ながら将来的に高校生まで拡大していけるかどうかということをさらに検討する時期に入っていると思いますのでご理解いただきたいとします。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○4番（谷口武彦君） 4月の臨時議会ということのお話もありましたので、せっかく9,714万7千円ですか、こちらを有意義に活用して町民のための支援を行っていただきたいとします。

2番目の質問に入ります。

既存の公共施設のこれからは。

昭和43年に完成した消防庁舎が50数年ぶりに建て替わります。第5次行政改革大綱の中でも触れられている公共施設マネジメントの推進。

今回は、既存の公共施設について伺います。

一つ、消防庁舎が完成後、移転後に今まで使用していた旧消防庁舎をどのように活用する考えなのか。

二つ、老朽化を迎える公共施設なども多いが、各地域に点々としている施設をより良く活用するための考えは。

以上です。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 時間がありませんので早口で申し上げさせていただきます。

1点目の「消防庁舎が完成、移転後に今まで使用していた旧消防庁舎をどのように活用するか」とのお尋ねです。

現消防庁舎は、昭和43年に建設されてから52年を経過しており、施設の老朽化や消防車両等規格の大型化によって格納する車庫の狭隘^{きょうあい}など、維持修繕費用の増大や新型車両の更新ができないなどの課題から、消防庁舎を移転建設することとし、令和4年10月からの新消防庁舎での供用開始に向けて、施設整備を進めているところです。消防庁舎移転後、現在の消防庁舎跡の活用についてであります。まちの市街地という立地条件、消防庁舎という構造・用途の特殊性、老朽化による今後の維持管理費や町民ニーズなどさまざまな角度の観点から、建物としての利活用の可能性も含めて、跡地としてどのように利活用されるべきか、今後、調査・検討していくこととしておりますのでご理解をお願いいたします。

2点目「老朽化を迎える公共施設なども多いが、各地域に点々としている施設をより良く活用するための考えは」とのことでございます。

本町の公共施設は、経年による施設老朽化が進んでおり、こうした施設の維持管理や更新などが今後の課題となっています。

例えば、栄町の旧電算センターは昭和53年に建設された施設でありますけれども、現

在は水防倉庫として活用されておりますが、事務所部分の床が抜け落ちているなど、経年による施設老朽化が進行している状態となっております。

このような老朽化した公共施設は、それぞれの建物の立地や構造、老朽化具合、維持管理コストなどさまざまな観点から、更新・統廃合・長寿命化などの検討をしてみたいと考えております。

以上、お尋ねのありました2点お答えさせていただきました。ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。5分です。

○4番（谷口武彦君） 時間がないので、1点目、2点目あわせて再質問させていただきます。

新消防庁舎はですね、令和4年10月から使用されるということで、空き施設になるんですね。旧消防施設、今後ですね、解体するかどうかってまだ決まっていないという今のご答弁でしたが、50数年たっていますが、耐震工事も行っている施設になると思います。防水倉庫も隣接しておりますし、建物にシャッターもあるということで、倉庫などと活用するのではないかという話もちょっと聞こえているところがございます。はっきりと方向性はまだ出てないということでしたが、市街地という立地条件を生かした有意義な利用を検討してほしいと思いますが、何か今後、検討委員会みたいなものは立ち上げる予定でしょうか。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） これは内部の中の組織もちろんですけども、町民も参加して、さまざまな意見をもらえるような状況をつくっていかなくちゃならないと思っていますので、ご理解ください。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○4番（谷口武彦君） そうですね、さまざまな意見を聞いて、新たなより良い施設をつくっていただきたいと思います。また、答弁にもありました床が落ちている水防倉庫の使用している旧電算室、あとですね、保育所であった今物置となっていると思うんですけど、日出地区集会所など、使用しなければ段々建物も傷んでいくと思いますし、産観倉庫がですね、今、児童センターの奥にあると思うんですが、そのものを取りに行く時にトラックなどで子どもたちが歩いているところにトラックで何台か入っていくということもあるので、そのような危険な倉庫の箇所もたくさんあると思います。第5次総合計画の公共マネジメントの推進では、少子高齢化の進展により、本町の財政規模の縮小が予想される中、これからの公共施設等は人口規模に見合った維持管理や更新を検討する必要があると言われております。今後人口減、それから職員減も考えられると思いますが、今後新しい小学校建設なども考えられていくと思いますが、その中で一つ一つ検討するのではなく、全体を見てですね、言葉を借りるなら、書いてあったビルドアンドスクラップだと思いますので、ぜひ先ほど町長言われました町民もあわせての検討チームをつくってですね、より良い公共施設の新たな使用方法を考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） まったくそのとおりでありますので、参考意見とさせていただきます。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○4番（谷口武彦君） 本当に壊れて倒れて大変な思いをする前に、いろんなところの施設をもう一度見直していただいて、より良い活動をしていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（須河 徹君） 4番、谷口武彦君の質問が終わりました。

ここで昼食のため、休憩いたします。

午後は1時から行いますので参集願います。

休憩 午前11時24分

再開 午後 1時00分

○議長（須河 徹君） それでは、定刻になりました。

休憩を解き、会議を継続いたします。

次は、2番、泉愉美君の発言を許します。

泉愉美君。

○2番（泉 愉美君） 2番、泉です。通告書に従い、一般質問をさせていただきます。

求められる住宅の整備について、町長に伺います。

町では、これまでさまざまな定住対策に取り組んでおり、一定の成果が見られますが、一方では、町有住宅の活用や住宅不足の解消を求める声が聞かれます。

そこで、町の人口減少とも直結する住宅の問題をどのように考えるか伺います。

一つ目に、農業実習生や遠方からの派遣労働者などが短期入居できる住宅の整備が必要ではないか。

二つ目に、若者世帯の住宅不足を解消する方策をどのように考えているか。

お願いします。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「求められる住宅の整備について」2点のお尋ねをいただきましたのでお答えをいたします。

まず1点目に「農業実習生や遠方からの派遣労働者などが短期入居できる住宅の整備が必要ではないか」とのお尋ねがございました。

農業実習生につきましては、農業委員会が所管する訓子府町農業担い手対策推進協議会の活動の一環で、パートナー対策として畑作の短期的な農業体験受入を掲げておりますが、農業者宅における住み込みでの実習が原則となっております。しかし、近年は受入対応可能な農業者の減少や体験実習の応募自体がなく、募集を縮小している状況でございます。

一方、酪農部門ではJAきたみらいが事務局を務める酪農実習生受入協議会で募集を行っておりますが、実習期間が1年以上と長期にわたるものであり、こちらも酪農家宅に住み込みが原則となっております。

また、遠方からの派遣労働者などに関しましては、工事関係者であれば一定期間、町内の旅館に宿泊している場合もありますし、農業であれば農業者宅に住み込みで働くことを想定しているため、労働者の短期的な住宅確保のご相談は、実習生と同様、現状において少ない実態にあると認識しております。

本町では、末広町の教職員住宅を平成24年に改修し、農業実習生用途で入居可能な住宅として3戸分を確保しており、その部分は空きがあれば、入居が可能な状況でございます。

前述のとおり、農業実習生や短期で働く労働者向けとして、その需要と供給から判断しても、現状で新たな専用住宅としての整備は困難と考えますし、まずは先ほど述べた住宅の活用を基本にご相談に応じてまいりたいと考えております。

今後、どの業種も労働力不足といった課題を抱える中、その環境の変化に対応しなければならぬ住宅事情が出てきた場合は、あらためて検討をしてまいりたいと考えております。

次に、2点目に「若者世帯の住宅不足を解消する方策をどのように考えているのか」とのお尋ねがございました。

若者世帯の住宅不足を解消する方策として、これまで、町営住宅、単身者住宅、定住促進住宅の整備のほか、空き家活用定住対策を進めてきたところであります。

また、平成23年度には、町営住宅の入居条件にある月額所得基準を国が法律で定める上限額25万9千円まで引き上げるとともに、町独自の規定として「他の市町村からの転入者の場合」「結婚しておおむね1年以内の者である場合」「同居者に18歳未満の者がいる場合」等を追加し、町営住宅入居基準の緩和を図り、若者世帯が入居しやすくしております。

しかしながら、これらの公的住宅の整備にあたり、入居制限があることや、単身者から高齢者までの家族構成に応じた間取り、構造、家賃や転居時期などの要望に公的借家としてどう対応すべきか、検討する必要があると感じているところでございます。

そこで、来年度、今後の町営住宅整備のほか、若者世帯はもとより、移住希望者への住宅整備環境の方策、民間賃貸住宅や空き家対策等を含めた、全町的な住宅施策のあり方や、今後の具体的な事業の実施方法などを定める計画策定に、取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お尋ねのありました2点についてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようお願いをいたします。

○議長（須河 徹君） 泉愉美君。

○2番（泉 愉美君） いくつか再質問をさせていただきたいと思います。

農業実習生については、応募も少ないということで、最近見ないなと私も思っただけなんですけども、今までの現状としては、基本的には自宅での受け入れということではあったと思いますけれども、今なかなか農家さんでは部屋数が足りなかったりとか、時代の変化からか住み込みはちょっとお互いに気が休まらないとかということがあって、自宅以外の宿泊先を求める傾向になっているのかなと思いました。まちにもある実習生の受入公宅の話も今ありましたけれども、私もこの質問をするにあたって、はじめて実は知りました。皆さん農家の方は知っているのかなと思って聞いてみたら、農家の方でも知らなかった人も何人かいましたので、せっかくあるのにもったいないなというふうに思っていました。古いということもあって、なかなかうまく活用されていなかったりするのかなというふうに思っただけなんですけども、せっかくこの受け入れの住宅があるのに、実習生に限らずに例えば期間限定で夏場だけ来る労働者の方に期間的に貸してあげたりとかというのもいいな

と違ってたんですけど、基本は家で同居というのが普通だったのかもしれないんですけど、部屋が用意できなかつたりするので、ホテルとか旅館を借りて住ませようかなと思ったけど、やっぱり1日何千円もかかるという費用負担を考えると労働者の受け入れ自体をあきらめなきゃいけなかつたりという声も実際に聞こえてきました。外国人の実習生も今はコロナでちょっと停滞しているかもしれないけど、コロナが治まれば将来的には増えてくるのかなというふうに思いますので、この公宅の活用について、ちょっとどういうふうに今後考えているのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君） 今、議員から質問がございました実習生の状況とか、そういった部分について、私の方で回答させていただきたいと思います。議員がおっしゃられたとおり、近年やはり受け入れの形態というのは変わってきておまして、やっぱり農業者の住宅ではなかなか受け入れが難しいと。さらに来る実習生もやっぱりプライベートな空間を求めるといふようなことで、そういった時代の情勢に合わせて今回町で用意している住宅というのは、確かに古いですけども、そういった用途は出てきたもので平成24年に改築して用途に供しているといふような経過がございます。確かに当時から実習生を受け入れしていただける農業者、基本的にこちらでお願いしながら登録というところまではやっておりますけども、受け入れていただける方を探して対応しておりますので、先ほど農業者への周知が足りないのではといふようなことを、もちろんご指摘のとおりですけども、そういった用途、一応基本的に農業実習生などを受け入れられる用途として3戸を整備したといふような経過がございますので、その辺はちょっとご理解をいただきたいなと思います。それと外国人実習生の関係に関しては、先ほど前段で私が申し上げた実習生というのは、あくまでも労働力の部分で申し上げますと、体験といふようなものを基本的に目的としています。1年、半年、それぐらいの体験をしていただいて、農業の理解者を増やすとか、答弁にもありましたパートナー対策として農業を体験してもらうという目的があります。ただし、外国人実習生につきましては、ご質問の多分意図は技能実習生の方かと思っておりますけども、そちらは労働力を期待して、もちろん日本での農業の技術を学んでもらうという目的もありますけども、基本的に労働力対策と思ってございます。コロナに関しまして、確かに今、農協でもベトナムの方を北見に住ませてもらって受け入れしている実態がございますし、私もこの場で答弁したかちょっと記憶は定かじゃないんですけども、今後において、そういった外国からの実習生が農業分野に入ってくるといふようなことで、うちの町としても、いずれにしても受け入れを考えていかななくてはならないといふようなことを答弁しておりますので、住宅の関係についても訓子府に住むことになれば、そのやっぱり対応であるとか、言葉の問題とか対応していかなければならないと思っております。

○議長（須河 徹君） 建設課長。

○建設課長（渡辺克人君） ただいま、農業実習生住宅の関係でございますけども、これ昭和48年にですね、教員住宅として建てられております。この建物につきましては、町ですね、公宅規則によりまして、職員および教員に住んでいただくといふような規則になっております。そのために建てられた住宅ということで、それ以外にですね、それに支障がない範囲内で住宅に困窮している方に貸すことができるという条件がついておりますので、誰にでも貸せるというものではないといふことでご理解いただきたいと思っております。

○議長（須河 徹君） 泉愉美君。

○2番（泉 愉美君） はい、わかりました。農業は人手不足が叫ばれているのが訓子府だけではないとは思いますが、この先5年、10年後のまちの農家数の予測もされているとは思いますが、前に資料見させてもらったらびっくりするような右肩下がり農業者の減りだったので、町の方としても危機感はもちろん持っているんだろうと思います。実際にまわりを見てみても離農家が増えて、その分の土地を別の農家さんが使うとかたちになってきているところが多いなと思って、機械化が進んでいるとはいえ、慢性的な労働力不足、それに加えて高齢化も進む一方で、これからもいくんだなというふうに思っていました。農地を増やしたいなと思ってても、自分の家の人数だけでは賅いきれないから、やっぱり労働者を増やしたい。だけど、住ませるところがなかったら農地を増やすことに手を挙げることもできないということで農地も余ってきってしまうという心配もあると思います。なので、今まではそれぞれの農家で受け入れる部屋を準備するのが当然だったのかもしれないけれども、酪農家さんなんかは、敷地内にスーパーハウスを設置するようなどころも増えてきているようですので、これからは法人化して従業員を雇ったり、労働者の方を受け入れる農家というのが増えてくると思います。農業の町というふうに訓子府町は言ってますけれども、農業者のための労働力のための住宅の整備でできることはありませんか。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 私もどうあるべきかということについては、考えておりましたけれども、一昨日、夜間町長室がありました。そこに端野で青果会社を経営する方と訓子府に住んでいる副社長と言いましょか常務、それから訓子府にも土地を持っている農家の方が3名が夜間町長室にまいられました。置戸の方ですけどね。非常に建設的で衝撃的な意見だったと私は思っています。それは今、元の堤商店と斉藤写真屋さんの跡地を買い求めてベトナムと中国から実習生を受け入れているということでした。足りない。今、国の入国の実習制度の枠も非常に緩和されてきていて、さらに採用したい。もう既に5名新たに訓子府に連れてきたいんだと。訓子府というより置戸と相内に持っている方ですけども、連れて来たいということでもあります。今その住宅を建てるので悩んでいる。実習生の住宅と。置戸にするか訓子府にするかということも含めて悩んでいるということでした。どうして訓子府にこだわるかということのお話では、こんな田園風景とある一定のきねんを持っている町、交通便いろいろ含めて、それは他には類を見ないほど訓子府というのは素晴らしい町なんだということな訳です。だから、置戸に住ませるといよりは、むしろ訓子府で住ませたい。これは公的な資金は当てにしませんと、とりあえず。自力で訓子府に住宅を2戸か4戸か家を建てると。あわせてこれからもっと増えていくだろうと。これについて、町として、町が雇用を受け入れる住む場所として訓子府で住宅を建設する考え方はないかという考え方。もう1点は、私の方からも申しあげましたが、今住んでいる人たちが住民票を持っているけども、訓子府の町民というには、いささか問題があると。すなわち、住民票はあるけれども、地域活動や町内活動とか、いろんなことができないではないのかと。だから状況もつかめないと。外国労働者の話ですけども。ついてはという話をしましたら、ぜひですね、日本語教育やあるいはベトナム、中国教育も含めて一緒になってやっていくという状況を私もつくりたいと思ってましたけど

も、向こうの方もぜひ望むところだという話をしてくれました。あらためてこれは実習生の受け入れ、これは私は事業所が町内になくて、住む住宅だけを訓子府というのはいかかなものかという話も、逆に言うと会社こっちに移したらどうですかなんて話までしたんですけども、しかし、そうではなくて、やっぱりこの恵まれた環境と状況の中で訓子府というの、もっと住宅政策をきちんと拡大して行ってほしいということでした。私は即ではできないかもしれないけども、今、建設課の河端君を中心としながら、新しい公共住宅とそれからわれわれの住宅政策をできるだけ早くつくり上げていく必要があるということを今、指示しているところですけども、こうした外国労働者の受け入れ、それから外国だけではないという話もしてくれました。特に今、議員がおっしゃったような実習生の住む場所がないと。住宅に住めない、末広にある住宅というよりも、もっと組織的に大勢の方が訓子府に短期間でも農業実習生で、例えば今、コロナの関係で都市から来る状況がかなりあるんだということな訳です。等含めていくと、議員がおっしゃっていた意見というのは、我々はあらためて抜本的に見直して、そして急がなきゃならない政策の一つなのかなというふうにして、時間をほしいということでお別れしましたけれども、今、あらためてそういう状況だということです。ですから、花嫁関係の後継者の結婚相手の目当てとした実習生の住宅とか、そういうことだけではなくて、広く捉えて訓子府の町で住み続ける、あるいは住める、実習として在町しながら生活できる豊かな生活も想像したような住宅政策というのは、これは必要なんじゃないかなというふうに思いました。ただ、お金も伴うことですから、とりあえずは自分で置戸の方は旭町に建設するということですから、もう凶面も見せていただきましたので、これはこれでいいでしょうと。それからさらに弟さんは元町に住んでおられますけども、私自身も訓子府で住宅を建てたいと思っています。それに対する新しい住宅に対する支援措置というようなことも検討する考えはないでしょうか。同時に国際認証で農業者の国際認証の加入している訓子府の農業者というのは、ものすごく増えてるということで、その名前もお聞きしましたし、その組織のことも知らされました。あらためて訓子府がこの環境と農業の町として、さらに国際的に発展していくためにも、こういった政策も農協ともタイアップしながら考えていかなきゃならない時期なのかなと私自身は今思っています。ただ、政策というのは「わかりました。すぐやります」ということは今言えない状況ですけども、できるだけ早く、こうしたことも含めた住宅というのを広げていく、深めていく。そういったことだということだけはご理解いただきながら、受け止めていきたいというふうに考えますので、よろしくお願いします。

○議長（須河 徹君） 泉愉美君。

○2番（泉 愉美君） 夜間町長室でのお話ということで、今はじめて聞きましたけれども、求められていくかたちというのは、やっぱり農業の分野でも変わってきているのかなというふうに聞いていて感じたところでした。まちにはいろんな町有の住宅がいろいろありますけれども、その町有の住宅で耐用年数が過ぎた住宅というんでしょうか、政策空家みたいな住宅があるんじゃないかなと思うんですけども、それは今どのくらいあるのかというのがもしわかれば教えてほしいのと、あとそれを取り壊さずに用途変更して利用することはできるかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 建設課長。

○建設課長（渡辺克人君） ただいま、町営住宅の耐用年数がきているのはどうかという

この数がどのくらいあるかということと、それはどうするかということのご質問だと思いますけども、今、町営住宅、うちで言うと4団地あるんですけども、末広、それと西幸町、幸栄団地、穂波団地、日出団地、全部で240棟ありますけども、現時点、令和2年度時点で耐用年数過ぎているのが112棟、240のうち112棟、40.7%あります。それから全経過しているものにつきましては98棟、40.8%ぐらい耐用年数がきているということでございます。この後、その5年後どうなるかということ、さらに進む訳でございますけども、現時点です、長寿命化といいますか、この住宅をできるだけ長く使うという、使いたいということで、昔でいうと耐用年数がくると壊して建てるということですけども、今、非常に経済的にもですね、非常に多額のお金がかかるということと、産廃がすごく出るということで、今、長寿命化をできるだけ図るということで、国の方針でもありまして、これを改修して、さらにですね、耐用年数をもう20年、30年延ばしていくということで、今、順次、末広はもう終わってますけども、今、幸栄団地の長寿命化に当たっているということでございます。この後、日出もそうですし、あと末広の一部残っている部分もそうですけど、基本的にはですね、できるだけ長く建物を使っていくということで進めておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（須河 徹君） 建設課長。

○建設課長（渡辺克人君） 失礼しました。用途変更できるかという、耐用年数来たら用途変更できるかということでございますけども、基本的に耐用年数が来て壊すというか、廃棄するというのであれば用途変更は可能だと思いますけども、今の方針といたしましてはですね、長く使っていくということでございますので、ご理解いただきたいと思えます。政策空家の数の関係でございますけども、今、政策空家につきましては、現在、改修を進めてまして、改修にあたっては新しい入居者が入れられませんので、その部分です、政策空家として入居をとめている状況でございます、現時点ではですね、4団地と言いますと240団地のうち、政策空家が32戸あります。政策空家につきましては、幸栄団地が今30戸ですね、入居を止めていますので、政策空家的には30戸、それから日出団地につきましても、今、改修かかる準備しておりますので3戸ほど止めてございます。政策空家的には全部で4団地で33戸ということになっております。

○議長（須河 徹君） 泉愉美君。

○2番（泉 愉美君） ありがとうございます。町営住宅は長寿命化を考えて、そういうふうに使っていくということなんですけど、その政策空家とそのあと短期入居を希望する方のために公営住宅にしないで用途変更をして別のかたちで短期の方を受け入れるようなことはできないのかなと思ったんですけど。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 泉議員にですね、今、数字的なこと、それから用途変更のことも含めてですね、補助金関係なんかどうかということも適切に調べてですね、あとで答弁させていただきますので、次の方に移っていただければでしょうか。よろしくお願ひします。

○議長（須河 徹君） 泉愉美君。

○2番（泉 愉美君） そしたら次にいきます。

数あるやっぱり農業地帯の中から実習生が来るにしても、派遣労働者の方が来るにしても、選ばれる町にならなければ来てもらえないと思うんですよね。それで例えば北見市の

常呂なんかでは、北見ファーマーズハウスと言って女性専用のすごくきれいな建物が建っていて、1階は共有スペースになってて、2階はオートロック付きで何個か個別スペースになって、とても清潔なところがありまして、写真で見ても、こういうところが選ばれるところなのかなというふうに思って見てました。それと最近いいなと思ってたのは、トレーラーハウスですね、私の学生時代の友人で十勝の本別町にいる方なんですけど、運べる移動式アパートというのをつくっているんですよね、見た目もかわいくて、本当に小さなおうちをランクルとかでけん引できるようなものなんですけども、1人オンライン視察をさせてもらいましたら、聞いてみるとはじめはキャンピングカーのような感覚でレジャー用でつくっていて、それをレンタルして、家族連れの方に喜ばれていたようなんですけども、地域に浸透していくに従って、農家の方が目を付けてくださって、外国人実習生用につくってほしいとか、短期のアルバイトさんを住ませるのに貸してほしいということで、3、4年で需要はすごく増えてきているというお話がありました。中の設備がどうなっているのかも気になるんですけど、例えば屋根にはソーラーパネルがあって、蓄電池も備えているということで、完全自家発電できるということでした。トイレとかシャワーも付いているんですけど、トイレは排水不要のバイオトイレということでした。気になるお値段なんですけど1棟数百万円ということでした。こういうのを町で2、3台整備して必要な方に貸し出しするようなものもありなのかなというふうに思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（須河 徹君） 農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君） 今、泉議員からご質問がありました最初の方の常呂の施設、そちらの部分、もちろんうちの町も選ばれる町として、そういったことをやっていきたいというような気持ちもやまやまなんですけども、訓子府としては、そういった部分、選択しながら投資していかなきゃならないということで考えております。先ほどから実習生の話にもありますように、実習生だけ以外、私どもみていかなきゃならないんで、労働力対策として見ていった場合に、今、きたみらい農協と北見市と訓子府町と置戸町、きたみらい農協内にある行政ブロックの中ではそういった受け入れのことを全部共同でひっくるめてやっています。実習生ももちろん訓子府町のホームページで出す部分は訓子府町なんですけども、きたみらいのホームページとかでは北見市、置戸、訓子府というような募集の仕方をしてますし、いずれにしろそういった実習生の方を迎えるというような設備投資やっていく上に、訓子府でせつかく受け入れたいんだけど、訓子府で受け入れ先がないとかというようなことも十分想定されるんで、今のところそういった部分は広域的な施策として検討を進めています。また、それからちょっと横道にそれなんですけども、実習生を確実に地元でキャッチするためにというようなことで、実習生が短期で戻って、そのまま自分のふるさとに帰ってらっしゃるのか、はたまた農業者になりたいということで新規就農するのかということにもよりますけども、こういったものも今、オホーツク総合振興局の、うちの町も含め、全市町村で一体的にそういうのを受け入れられないのかというようなことで、横の連携をしていくようなかたちになります。だから先ほど言った女性の実習生を受け入れる施設とかというの、そういった広域的な状況等踏まえ、考えていかなければならないと思ってます。

続きまして、トレーラーハウス、確かに私も見たことはないんですけども、良いものだ

ということで話は伺っております。そういったものにしても、こういった視点でやるのかということもあるんですけども、今、農業者の方は住み込みで労働者を雇っているという形態は酪農家の方は多いんですけども、ほとんどの畑作農家、玉ネギ農家、通いでどこからか、この辺近郊ですけども、パートさんを連れてくるようなかたちでやっております。だから私どももそれを貸し出すとかそういった部分を考えた上で、はたまた町で整備して貸し出すのか、そういったニーズが多かったら、そのものの導入に対して補助していくのかということも踏まえながら、ちょっと検討をしてみたいと考えております。

○議長（須河 徹君） 泉愉美君。

○2番（泉 愉美君） 農業関係のことなので、きたみらいで共同でとか広域でということもわかります。しょうがないのかなとか、町単独でなかなかできることには限りがあるのかなというふうに思いました。トレーラーハウスに関して言えば、何日か前にも新聞に載ってましたけど、置戸町でもトレーラーハウスを5台設置することに決めたということで、災害時には移動式の避難所としての活用できることを想定しているということだったんで、ちょっとはやってきているのかなというふうに思っていました。訓子府は農業をもちろん守りたいと思いますし、新規就農者も増やしたい、そして関係人口とか交流人口も増やしたいと言っている割に、どうぞうちの町に来てくださいという、その来てください感が足りてないなというふうに思うんですよね。住宅のかたちもいろいろあると思うんですけど、やっぱり受入体制をきちんと整えなければ来てもらえないなというふうに思っています。行政だけでなく農協との、この農業関係のことについては農協との連携も必要だと思っておりますし、住宅の整備はお金もかかることなので、ニーズがどのぐらいあるのかということも慎重に調査してもらいたいと思いますけども、今回この質問をするきっかけとなったのも、この町に住む方からの人手が足りないという、その事実と、遠くからの派遣の労働者の方を受け入れたいけど困っているという、その生の声を聞いての質問ですから、ぜひちょっと耳を傾けていただいて、具体的な検討に入ってほしいなというふうに思います。

ちょっと時間がないので、次のに入ってもよろしいですかね。

若者世帯の住宅不足のことなんですけれども、結婚したけれども入る住宅がない。所得制限で公営住宅には入れないという声が非常に多く聞かれるようになったなと思っていて、農業後継者の方でも結婚したら1回まちから離れて、数年間は北見の方から通うというのがスタンダードみたいになってきてるなというふうに思っています。まちの意識はどうなのかなと思ったら、ちょうど1年前の執行方針で若者世帯の住宅不足の解消に向けて民間事業者への住宅建設などを要請するというふうになりましたので、ちゃんと考えてくれているのかなというふうに思っています。若富に去年だと思んですけど、新しいアパートが、民間のアパートができたと思うんですけども、これは町が要請した成果なんでしょうか。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） 今、昨年、若富に建設されたアパートというかの部分の町の要請がどうかというところでございます。基本的には町が建設業協会に対して要請をして、建設業界がそれなりの方に要請をして建設されたというものでございます。

○議長（須河 徹君） 泉愉美君。

○2番（泉 愉美君） はい、わかりました。民間の賃貸アパートは若い方にとってすご

くありがたいことですし、すぐにいっぱいになったというふうに聞いていますので、求められているということは、まだちょっと不足の傾向にあるのかなというふうに思っています。町内の企業にお勤めの方の多くは、なぜ北見から通うのでしょうか。もちろん利便性もあると思うんですけども、以前、コミュニティ団地の整備のアンケートでは、手ごろな住宅がないという回答が一定数あったかと思います。町を歩いて見ても、やはりアパートは少ないと思いますし、一戸建ての貸家なんかはほとんどないように思います。そこで民間提案型のタウンコートのような住宅がもっとあってもいいんじゃないかという声も聞こえてはきますけれども、その民間提案型の必要性については、どうお考えですか。

○議長（須河 徹君） 建設課長。

○建設課長（渡辺克人君） その前に先ほどの政策空家の関係と耐用年数過ぎたの用途変更できるかということをございますけども、今、政策空家、私33戸と言いましたけども、現時点で32戸ということをございます。この政策空家につきましては、現時点では使用に修繕しなければ使えないという状況なんですけども、ただ空いているから使えるという訳じゃなくて、改修しなければ使えない状態の32戸ということをご理解いただきたいのと、それから耐用年数につきましては30年ということで、これを過ぎればですね、用途変更できるということをございますので、ご理解を願いたいと思います。

それとただいまの質問をございますけども、民間住宅の若者が少ないということをございますけども、コミュニティアンケートとりました。その中でも一定数住みたいという話もありましたけども、そういった中でなかなか高齢者の見守りの中でというアンケートの中ではなかなか干渉されたくないという意見もありまして、住みたいという部分とその部分というのがあって、なかなか意見が割れてたというふうにも載ってました。それから今、タウンコートの関係をございますけども、民間提案型で町の方で建てましてですね、入居の方もかなり応募といいますかびっちり入っているという状況をございます。そういった中で今後につきましてもですね、今、町長、最初の答弁にもありましたように、今後このまま町でつくっていくことがどうなのか、民間、間取りもいろいろ基準があって、決まった基準があった中で入居条件もあります。そういった中でですね、今後については、民間建設に力を入れてですね、そういった方向でちょっと考えてみてはどうかということでございますので、来年度建てる計画策定の中にもですね、その辺も含めて考えていきたいと思っていますので、ご理解を願いたいと思います。

以上です。

○議長（須河 徹君） 泉愉美君。

○2番（泉 愉美君） はい、わかりました。人口が減っていくのに住宅を増やすことはどうなんだろうと。町の負の遺産といたらあれですけど、そういうのを増やすことにはやっぱり心配もあると思うんですけど、やっていかないと人口減少は加速していくのかなという心配も同時にあるなと思ってました。来年度ですか、住宅策定に取り組むということですので、よくよく考えていただきたいなというふうに思います。

それと心配なのは単身者の方の住宅なんですけど、単身者は公営住宅には入れないと思うんですけど、町の単身者用のアパートも大体いつもいっぱいになっていて、入る時にも年齢の上限があるかと思っています。町にどれくらい単身者がいるかはわからないですけども、日本の生涯未婚率と言うのは、今、男性で26%、女性で17%だそうです。これが10

年後には30%を超える、男女共に増えてくるということなので、単身者の数は増えて、そして年齢も上がってくると思います。なのでやっぱり町にある既存の住宅を利用して単身者用にリフォームして、改良住宅とかか更新住宅とかかという言い方するみたいなんですけど、そういうのに変身させるということを他の市町村でもやっていると思いますけども、年齢制限も考え直してもらいたいと思いますし、そういう単身者用の住まいがこれから必要になってくるんじゃないかなというふうに思いますけど、必要だと思われませんか。

○議長（須河 徹君） 副町長。

○副町長（森谷清和君） ただいま、単身者の住宅の関係でお尋ねございましたけども、議員おっしゃるとおり単身者向けの住宅というのは、ちょっと不足しているのかなという私どもも捉えております。その点で、例えば、今言われた手法の一つとして、例えばそういう用途変更して単身者向けの住宅に改修する。あるいは、先ほど建設課長の方からも答えましたけども、タウンコートの場合につきましては、プランニングは民間から提案してもらいましたけども、町で管理しているという住宅、ただ先ほど建設課長が言ったのは民間の方に管理してもらおうようなかたちで、そういった民間資本を投入してもらおうと。そしてそこに仮に補助をするだとか、そういった民間での集合住宅の建設を促進していくというようなやり方もあると思います。その時にその部屋のタイプとしまして、単身者向けだとか、あるいはお子さん連れの家族向けの部屋のタイプを要請するだとか、そういったこともいろいろ考えられると思います。町長が冒頭回答しておりますように、そういったことも含めてですね、令和3年度でそういった町営住宅だけじゃなくて、そういう民間の投資も含めたかたちでの住宅整備などにつきましてですね、総合的に住宅政策については検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（須河 徹君） 泉愉美君。

○2番（泉 愉美君） 町営の住宅って、やっぱりしぼりがあって、目的とか対象者とかか決まっていると思うんですけど、なんか誰でもどうぞみたいな住宅があったらいいなって本当は思っていて、農業実習生でも田舎暮らし体験をしたい方でも派遣労働者でも地域おこし協力隊の人でも単身者でも、それこそ夫婦喧嘩して家出てきた人でもOKという、そういう短期でも長期でもいいよという、そういう柔軟性のある住宅があったらいいな、なんて勝手に思ってたんですけど、なかなかあまり町でつくるとなると難しいのかなというふうに思って今、聞いてました。いろんな住宅のかたちはあると思うんですけども、環境をやっぱり整えておかないと高齢者も若者も町に住まなくなってしまうという心配がありますね。北見まで15分か20分で行けるけど、不便だったら流れ出ていってしまうし、逆に魅力があれば転入してくる方もいると思います。訓子府は子育て支援が充実している町ということで、北見の若いお母さん方も知っていることなので、町の魅力の発信というのもじょうずにしていくのが大事なかなというふうに思っていました。ちゃんとした住宅も整備していないのに、人口減少ばかり嘆いていてもどうにもならないので、やっぱり物理的なものをきちんと用意して受け入れ態勢を整えるということを望みたいと思います。町民の皆さんも心配していることですし、町長は若い町民の皆さんともよく交流されるので、直接お話を聞いていると思われそうですが、この住宅の整備について、もう一歩前に進めてほしいなというふうに思います。来年度中、令和3年度中に住宅策定をするということなので、そこに期待したいなというふうに思いますが、町長から最後にお願いしま

す。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 議員も相当調べておられて、一つは公的な住宅の考え方というのは現代の状況にもう既にマッチしなくなっているということは、私どももそう思っていますし、今後の住宅というのは、あらゆるニーズにどう応えていくのかと。それから訓子府に人を呼び込んでいくということも政策に入れながら、高齢者から若者含めてですね、この町に住みたいと思えるような住宅政策を今、問われているというふうに私も感じますので、ぜひお時間をいただきながら、来年度中に完成させますので、ご意見をまたいただいたり、そして良いものをつくって、具体的にも建設に進めていく時期に来ていると思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 泉愉美君。

○2番（泉 愉美君） はい、わかりました。ぜひ具体的な検討をお願いしたいと思いません。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（須河 徹君） 2番、泉愉美君の質問が終わりました。

ここで午後2時5分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時51分

再開 午後 2時05分

○議長（須河 徹君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次は、3番、工藤弘喜君の発言を許します。

工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） 3番、工藤です。それでは、ただいまより、私の一般質問を通告書に従いまして進めていきたいと思えます。

今回は、大きな項目として2点あります。よろしくお願いをいたします。

まずはじめ、第1点目でありますけれども、第5次行政改革大綱についてであります。

今年2月に「第5次訓子府町行政改革大綱」が策定されました。第4次大綱策定から12年余り経過をしていますが、次の項目について、町長の考えを伺います。

1、このたびの「第5次行政改革大綱策定」に至った経緯と目的について、お伺いをいたします。

2番目です。この大綱では、改革期間を今年度より令和9年度までの7年間としていますが、その根拠はどこにあるのでしょうか。

三つ目です。改革期間終了時の到達点をどのように考えているのか伺います。

四つ目です。行政改革効果を発揮するためのカギはどこにあると考えているのか伺います。

以上であります。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「第5次行政改革大綱について」4点のお尋ねがありましたので、お答えいたします。

1点目に「このたびの『第5次行政改革大綱策定』に至った経緯と目的」についてお尋

ねがございました。

直近の第4次行政改革大綱では、地方分権推進法が制定され、分権型社会システムへの転換が全国的に求められていた背景や、少子高齢化社会の本格到来、住民ニーズの高度化・多様化などの課題から、平成19年に大綱が策定され、改革期間を延長しながら行政改革に取り組んでまいりました。

しかしながら、第4次大綱策定から約13年が経過してもなお、少子高齢化の進展や住民ニーズの多様化などの課題は、社会情勢の著しい変化の中で、さらに深刻化しています。

また、こうした第4次行政改革大綱での課題に加え、年月の経過とともに、公共施設の老朽化やデジタル技術の進展、ならびにライフスタイルや価値観の変化・多様化など、時代とともに地域社会を取り巻く環境が大きく変容していく中で、将来を展望して見えてくる変化・課題に対し、現時点から取り組むべき方策を整理する視点が必要となってきました。

第5次行政改革大綱は、こうした背景を踏まえて、住民に最も身近な地方公共団体としての役割を果たすため、現在の行政のあり方や運営手法をあらためて見直すとともに、今後の変化やリスクに的確に対応し、行政サービスを持続可能な形で支えていくことを目的に策定したものです。

次に、2点目に「この大綱では、改革期間を今年度より令和9年度までの7年間としているが、その根拠は」とのお尋ねがございました。

行政改革は単なるコストカットだけが目的ではなく「健全な財政運営」と同時に、本町の総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本的な指針である「訓子府町総合計画」の各施策の推進の基礎、基盤になるものと考えています。

第6次訓子府町総合計画は、平成29年度から令和8年度までの計画期間となっておりますことから、健全な財政運営を図り、限られた行財政資源を最大限に活用しながら、現計画の着実な推進を図ると同時に、次期総合計画の策定環境を整えることとし、初年度に推進計画を策定し、3年後に中間見直し、さらに、3年間の推進を図るという考えのもと7年間としたものでございます。

次に、3点目に「改革期間終了時の到達点をどのように考えているか」についてのお尋ねがございました。

急速に進む人口減少と少子高齢化は、全国的に2040年ごろにかけてピークを迎えることが見込まれており、本町も例外ではありません。このことに伴う変化・課題に対応し、持続可能な地域・自治体づくりは喫緊の課題であり、その検討、備えが必要であると認識しています。

第5次行政改革大綱では、基本目標として「新たな時代に対応できる将来にわたり持続可能な行財政運営の確立」を掲げ「町民参加と官民連携」「健全な財政運営」「組織・業務の見直し」の三つの基本方針と11の基本項目によって、行政改革を進めてまいります。

こうした行政改革の基本目標のもと、激しく変容し続けるこれからの社会における行政の役割を意識しながら、事務の最適化や民間活力の活用に加え、ICTの積極的な利活用など、さまざまな分野の町民の皆さまの理解を得ながら、過疎地域の小規模自治体における持続的運営に向けた方向性を示したものであります。

私は、行政に終わりがないように行政改革に到達点はないものと考えております。行政

を取り巻く環境は常に変化するものであり、その状況に応じて民主的にして効率的な行政運営の確保と町の健全な発達を目指すべきと考えています。

なお、計画の推進にあたっては、具体的な推進計画を策定し個別にその達成度を点検するなど進行管理に努めてまいります。

4点目に「行政改革効果を発揮するためのカギはどこにあると考えているか」ということでございます。

これまで述べてきたように、人口減少や少子高齢化の進展に加え、著しい環境の変化に対応していくための行政改革は、行政だけではなく、本町に関わる多くの人々が本町の現在の状況や課題、将来の本町のビジョンを共有することが大切であり、丁寧な説明と理解のもとに改革を実行していくことが重要であると考えています。

以上、お尋ねのありました4点についてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） それでは、今いただいた答弁を基本にしながら、私の方でも何点かについて、再質問ということでお伺いをしていきたいと思えます。

まず、答弁にもありましたけれども、私も行政改革そのものをまったく否定している訳でもありませんし、やっぱりその時々に応じて、いわゆるその持続的な町の発展、あるいは存続も含めて考える時には、さまざまな外的な要因も含めて、いわゆる財政条件も含めて、やっぱり見直し、あるいはそれに対応した行政をどうつくっていくかというのは常にやっていかなきゃいけない。また同時に考えてみれば今回3月議会ということで予算議会でありますけれども、私たち議員としての働きとしても、このさまざまな、いわゆる行政側から出された予算書、予算をもとに本当に適切な予算であるのか、あるいは本当にこの効果の問題も含めて、行政効果、事業効果の問題も含めて、確かに今の私たちの議会の技量、いわゆる到達点からいくと、まだまだかもしれないけれども、一応そういう覚悟をもって当たるということで、行政改革とはちょっと違った議論になりますけれども、予算を見させていただきながら、それをもって議論をしていくということがある意味、健全な財政運営に資するのかなというふうに思っています。それはちょっと蛇足になりますけれども、この今回の行政改革大綱が出てくるまでの、この期間の問題も含めて、私自身が個人的な感想として思ったことをちょっと質問という形でお伺いしたいんですが、このたびの策定に当たって、推進委員さんが、訓子府におられる各界というか、各組織、団体の20名の方をお願いして推進委員会というものが設置されています。それでその中で策定に向けた協議というのがされたと思うんですが、本当に十分な議論がどうだったのか、されたのかどうかということをお伺いしたいなというふうに思っております。いかがでしょうか。その経過も含めてお願いをいたします。

○議長（須河 徹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） まず策定に当たっての経過から先に説明させていただきます。今回、コロナの関係もあってですね、なかなか前に踏み出せるタイミングがなくてですね、多少ずれた関係もあったんですが、令和元年の12月にですね、第1回の推進本部会議、これは課長以上ですね、三役、管理職が構成されているメンバーなんですけれども、そこで策定体制を決め、第4次ですね、実績、それから大綱の骨子案という

のをですね、そこで示しております。中身の確認をしました。その後、第2回の推進本部を2年の1月に開催しまして、推進委員会の決定ということで推進委員会のメンバーの決定をそこでしております。それと大綱の骨子と基本項目について、またそこでもんでおります。そして第1回の推進委員会ですね、これ民間の方、外部の方を入れた委員会ですけども、これを2月に開催しております、そこでですね、推進本部で諮った大綱の骨子などを説明とお諮りをしているところでございます。その後、プロジェクト委員会と言いまして、係長級が中心になってですね、推進計画の、推進計画というのは、これからどういった方向性で具体的に進めたらいいのかといった内容なんですけども、それを現場に近い係長クラスで2回開催しております。それが10月と11月です。12月にですね、大綱の原案を推進本部会議、管理職以上で構成するメンバーで諮って、最後、12月にですね、推進委員会の方に諮っております。その後に答申というのを受けてございます。経過としては、そういったところでございます。その中で今これから向かおうとする、または外部の方からですね、こういった視点でこれから行政は行革を進めてほしいという意見をもらいながら策定したところでございます。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） そういった中で今、策定に至る経過についてもご説明いただきましたし、特に一番大事なのはやはりこの推進委員さんを町民の方20名お願いをして、そこでの議論というのがやはり大きな意味をこの大綱をさらに推進していくという今後のことも含めて考えると貴重な場ではなかったかなというふうに思います。そういったことを思いながら、正直なところ自分自身の思いでは、先ほども課長からも言われましたけれど、このコロナ禍の中で町民も含め職員も大変な状況にある中で、どうして今この行政改革大綱なのか。本当に率直なところ思ったんです。そして、こういう大事な議論というのは、少なくとも、そういう町民をお願いして、20名の多くの町民をお願いして策定していく中で、たぶん議論というのは深まるというか、さまざまなやっぱり時間をかけていけば出てきたのかなというふうな思いもしているのも事実だったんですよ、自分自身の心の中では。だからそういう意味からいけば、少なくとももう少し時間をかけて、あるいはもう1年ぐらい遅れても、答申が遅れても、そっちの方を大事にした場所というのがあるのもよかったのかなというふうに思って感じたところなんです。だからそういう意味からいけば、なぜあえてこういう状況の中で、急いでというかやった、そういう何か理由というものがこのほかに何かあったのかな。もしあればちょっと教えていただければと思うんですが、なければいいんですけども、ちょっとあまりにもちょっとこう早いなという思いがしましたので、何かやっぱりそれなりの事情というものがあったのかどうかについてお伺いをしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） ちょっと急ぎ足だったんでないかというご質問だと思うんですけども、行革大綱につきましては、内部の中ではですね、担当中心なんですけども、水面下というか下準備をずっと進めてきた経過があったんですね、その中でちょうどコロナがはやってきて出鼻をくじかれたという印象はどうしても出てきてはしますが、コロナがあったとしてもですね、基本的に行政がこれから取り組んでいけない課題というのは基本的には変わらないというか、コロナの関係でさらに大変な場面は出て

くるんですけれども、そこは進めていかなければならないという思いがありましたので、何とか今年度中に骨子、行政ですので、行革大綱ですので、基本的な道筋はつけていこうという思いが強かったものですから、このタイミングで策定させていただいたということでご理解願いたいと思います。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） こういう早くから、いわゆるもんでたと。庁内の中ではね。それはもう十分わかってはいるんですが、やはり先ほども言いましたように、いくら大綱といえ、やっぱりここに町民の理解と協力という部分もいずれ必要になってくることがないかなというふうな思いをこの大綱推進の中で、特に一般的に町民の方に行政改革だよと。第4回というか第4次というのかな、前回の時もそうでしたけれども、そこにはかならず町民負担、財政再建、健全財政にどうするかという問題が出てきた時には、そういう議論も当然出てくる可能性はあります。だからそういう意味からいけば、やはり議論というのは、この大綱の議論の中でもいろいろあった方が、この20名の方のそういうものがそこで一定程度議論してもらって、そしてその人たちが地元に戻る、あるいは職場に帰った時に、この大綱の推進のためのまた新たな力になってもらえるというのかな、理解者になってもらえるという意味からも考えた時には、何かもったいなかったんでないかなと正直思った、そういう意味で先ほどの質問になったということでもあります。それでこのたびの私もこれ読まさせて、ずっと見ているんですが、このたびの行政改革大綱を推進していく中で町民に新たな、先ほども言いましたけれども、負担を求めるということ。今後の推進、7年間の中で出てくる予定はどうなんでしょうか。新たな負担を求めなければいけないということがないのかどうか。考えておられるのかどうか。特に、もちろん一般会計、いわゆる財政の問題でいけば、普通の一般会計的な部分も含めなんですけど、特に、公共施設の統廃合の問題、いわゆるビルドアンドスクラップというのか、そういう用語も使いながら示されていますけれども、そういう部分も含め、さらには企業会計や特別会計のありようも若干触れられておりますので、そういった部分から、やはり負担ということが起き得るのかどうか。何か先ほどの話では、途中で見直しも含め、またさらに実施もしていくという話にもなっておりますけれども、その点での考え方はどうでしょうか。

○議長（須河 徹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） この行革によって、新たな負担があるのかということだと思っておりますけれども、今回、基本的な考え方をまず示させていただいたところがございます。その中では、そういう選択肢ももちろん考えるというか検討もしますけれども、ありきというかですか、廃止ありきですとか、負担ありきというような議論の進め方を最初から持つつもりはありませんので、個別にですね、各担当者が場合によってはですね、各関係町民の方なんかも含めてですね、そこは丁寧に議論していかなくては前に進めてはいけないと思っていますので、その辺はですね、十分注意しながら進めていきたいと思っています。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） 注意をしながら進めるということでもありますので、それは町民の思いや声に配慮しながら進めていきたいということに捉えてもいいのかなとは思いますが、やっぱり町民の中にはたくさんこのことで話した訳ではまったくないんで、これです

べてだということはないんですが、特にこの行政改革大綱のようなものが出てくると、おいおいちょっと待てよと。これまで、ちょっと町長には耳の痛い話になるかもしれませんが、これまで認定こども園の建設だとか、あるいはスポーツセンターの問題だとか、あるいは今回の消防庁舎の等々の、いわゆるそういう問題も含めて、本当に財政的にやっぱり駄目だったのかと。そういう思いをされる町民の方もやっぱりなきにしもあらずであります。そしてもう一方で、ちょっと待てよと。いわゆる先ほどもこの中でもこの大事な部分で第6次の総合計画の推進と。これに向かって今、われわれ町民は進んでいっているんですけども、その前段でもまち・ひと・しごと創生事業のような、総合戦略というんですか。それも一方で先ほどからも議論になっている人口をどうするか、それから力強い産業をどうするか。いわゆる前向きの議論を提起されている訳です。そういう中でこれが出ちゃうと、何かブレーキとアクセルの、何かどういうふうにとればいいのかという思いに至る町民の方もいるということもやっぱりどこかに置きながら、この問題に行政改革大綱の推進には町民との向き合い方の中で必要になってこないのかなというふうな思いはしてるんですけど、その辺はどうでしょうか。

○議長（須河 徹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） 行政改革でですね、ブレーキをかけて、一方ではアクセルをというお話だったと思うんですけども、まさにそのとおりである面もありまして、あるところではブレーキをかけながら、アクセルのためにブレーキをかける財源を確保していくという回し方を基本的にしないとですね、縮小、縮小でいくということにもなりませんので、そこはバランスをとってですね、新しい施策の投資のために、一方では財政を抑えなくては行けないと。そういう基本的な考え方のもとですね、この行革大綱を進めていかなければならないんでないかなと思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） それでは本当に十分難しさと同時にそうせざるを得ない、そうしなければ持続可能な、やっぱり自治体をどう残していくかと。いわゆる健全財政も含めてという部分では本当に難しい選択は迫られてくるのはもう明らかなんですよ。これはそこでもう一つははっきりしなきゃいけないのは、特に町長としての立場からいけば、職員の皆さま方からの立場としてもすべてやっぱり大変なそうせざるを得ない部分というのは、その責任というか、そういう大変な現象が起きてくる、先ほどからも多様な課題が出てきて深刻化してきている、するだろうということも含めて考えると、これは決して町村、自治体だけの問題ではないということも含めて、やはり丁寧な説明をしながら、いかなきゃいけないのかなというふうに思っているところであります。それでもう少しちょっと具体的な話なんですけれども、先ほどの財政、ちょっと財政に今ちょっと特化した話になっちゃうんですが、全体としては、これ今回の大綱見まして、ほとんど職員の皆さま方に対する、ちゃんとしないと駄目だよと。そういう中身になっているような気がしますよね。いわゆる内輪でまず頑張ろうと。そういう姿勢の問題もずいぶん強調されているのかなという思いもしますし、もう一方では、町民向けには、今言った財政負担だとか、あるいはさまざまなかたちでの負担のお願いもしなきゃいけないのかなという、そういう前提であるのかなということなんですけど、そういうところから考えて、正直なところ財政指標でありますね、健全財政に向けて、はっきりわかるところでいけば実質公債費率がどうなっているの

か、あるいは経常収支比率がどうなのか、財政調整基金残高がどういうふうに移っていくのか、あるいはその反対の起債がどう推移していくのか、そういう状況がこの7年間で当然捉えられていると思うんですが、今のところ公債費率でいけば6.23、極めて悪い訳じゃなくて、良い方だと思うんです。だからそういう部分も含めて、数字的に見て、どこまでこう予測されているのか、この計画の中でね。それがもしわかるのであればちょっと、それが先ほど言った到達点という部分にちょっと聞いてみたいなと思った中身でもあったんですが、いかがですか。

○議長（須河 徹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） 国で示している指標の一つで、ここでも実質公債費率を載せておりますけれども、経常収支比率とかですね、こういったことを載せておりますが、ちょっと今、手元に厳密な資料というのはいないんですけれども、ざっと計算したところですね、実質公債費率はこれから上昇していくと予想されます。ですので、ただ、いきなり、何て言うんでしょうかね、とんでもない数字になるということではないんですけれども、徐々に上がっていきますので、それは今からですね、ある程度踏み込んでいかないと、急がくっていくことにはならないので、それは備えていこうということで、ここに載せております。ただですね、厳密にまだちゃんと計算した訳ではないので、どこまでということはまだ申し上げられないんですが、増えていくであろうという予測は立てております。

以上です。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） あえてこれ今、お尋ねしたのは、これからこういうものも含めて、町民の方たちに情報として開示すると。あるいは理解を協力をもらうために気持ちだけの訴えでは駄目なんじゃないかなという気がするんですよ。やはり一つの財政の健全化も含めた見通しなんかを客観的な数字、この全てでそれだけで語れるものではないんですけれども、そういうふうにして例えば公債費率はここまでいくと、やっぱりみんなで用心しなきゃいけないんだよ、あるいは起債がこれを超えちゃ、いわゆる財政調整基金の残高なんかも含めて、ここまでいくとやっぱり危ないという、そうならないための、客観的なデータみたいなものをきちんと示しながら、町民の方にやっぱり訴えていく、理解を求めるといふ仕方が必要になってこないかなというふうな思いもしていたんですよ、その向き合い方の一つとして。だからそういう部分をもし考えて、必要ないと言われたらそれまでなんですけど、でもやっぱりそうすることによって、変な対立というか、そういうものは決して生ませないような向き合い方をさせていただきたいなというふうに思っているところです。あともう一つ、最後この関係でいけばもうちょっともう最後の方になるんですが、町長の方にお答えいただくようなことになるかと思うんですが、最終的には町民が安心して暮らすことができ、そして豊かで持続的なまちづくり、これを達成することに、この大綱も資するんだということなんですけど、その目的達成のために、先ほどカギということですが、私はやっぱりいろいろあってみても、町民の信頼、行政に対する信頼、これは町長に対する信頼でもあるし、町職員の皆さん方に対する町民の信頼というものが非常にこう求められてきているんじゃないかなと思ったところです。この大綱をいろいろ見ながら、この推進にあたっては、やっぱりそれを抜きにして、いろいろもつとつと大変な状況がこう起きてきて、自分たちも身を削らなきゃいけない。そしてそれでもって町

を残して頑張っていこうという時に、その頑張ろうという気持ちを踏み出すのはやっぱり信頼関係というか、いろいろあるけれども信じて一緒に頑張ろう。職員も頑張ってるから、我々も頑張ろうという、そういう部分というのが非常にこれから色濃く出てくるんでないかなというふうに思った訳です。そのためのこの大綱にしてもいかなきゃいけないのかなというふうな思いもしたんですが、その点について、町長はこの推進に当たって、どう町民の方たちと向き合っていこうとしているのか、ちょっとお伺いをして終わりにしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） あえて指標は申し上げませんが、少なからず地方自治体として健全な運営をしていくためには、一定の町民生活を、ともすると痛みを伴うこともこれから出てくるかもしれない。しかし、やっぱり町民生活に不安を感じたり町民がこの町に対する誇りを失うような状況だけは避けていかなければならないというのは、まったくそのとおりです。ですから、住民自治を抜きにして町の行政のありようなんていうのは、ないというふうなことを考えれば、議員のおっしゃっていたとおり町民の信頼と職員に対する信頼、こういったものを必要不可欠といましようか、絶対なくてはならないというのはそのとおりです。しかし、きれいごとばかりも言ってられないということです。実は私が町長になったのが平成19年です。もう既に14年たって、今までは7年ぐらいで行政改革大綱をつくってききましたけど、この間、この行政改革大綱についてはできてこなかったという経過があります。一方で総合計画等々、財政の健全化や計画も含めて立ち上がってきているということもありますので、あらためてこれからの行財政運営、あり方含めて町民に意見を問いながら前へ進めていく。そういう意味での大綱だというふうにご理解いただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） ぜひ、そういう基本的な姿勢でもって進めて対応していただきたいなと私は思っております。まずやはり大事なものは、これからはもしかしたら政策選択というか、政策の取舍選択も、そういう部分も出てこないとも限らないと。その時にはもう、ぜひ、やはり自治体行政ですから、自治体の行政という範ちゅうから考えると、やはり政策の公共性、そして社会的な効率性、その一体化という捉え方で、やっぱり政策を取捨選択をしていかなきゃいけない。特にインフラ問題もそうなんですが、もう一つはやっぱり福祉政策、扶助費の問題含めて、そういう部分が単なる効率性だけで切り捨てられないような、そういう選択というのも大事になってくるんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひそういった観点もこの大綱の中で明らかにしながら当たってほしいなというふうに思っております。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） まったくそのとおりだと思います。私は政策的な公共性含めて、この14年間の歩みはまさにその代表するような僕は行政運営をしてきたという自負を持っておりますし、それはなぜかと言うと多くの町民の皆さまもそうですけれども、住民を代表する議員の皆さまと真摯な議論と検討の上で今までの出てきた認定こども園にしても消防にしても、これらスポーツセンターにしても、いろいろな難問や課題があったにせよ、一緒になって考え行動し、今日までできてたということになって、私はそうだと思う

ていますので、これからもそれは、いろんな課題が山積しておりますけども、決して忘れてはならない考え方だということをご理解いただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） ぜひそういう方向で奮闘していただければ、本当にいい町に向かっていけるなというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

それでは、次の2点目にあたります。

行政のデジタル化についてであります。

昨年、本町と十勝の本別町、大樹町との3町による「ひがし北海道自治体クラウド協議会」を設立し、基幹系業務システムの共同利用、データのクラウド利用を令和4年4月運用に向けて端末等の整備を進めると町政執行方針で示されておりますが、次の項目についてお伺いいたします。

1、本別町、大樹町と協議会設立に至った経緯は。

二つ目、2点目ですが、基幹系システムの統一とデータのクラウド利用でどの程度のコスト低減になるのか。

三つ目です。政府は各自治体に対して基幹系情報システムを、標準化・共通化の基準に適合したシステムへ移行するよう求め、全国規模のクラウドの立ち上げを予定しておりますが、本町などが進めている、この3町との事業の関係性をどのように考えているのかお伺いをいたします。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「行政のデジタル化について」3点のお尋ねがありましたので、お答えいたします。

まず1点目に「本別町、大樹町と協議会設立に至った経緯」についてのお尋ねがございました。

自治体クラウドは、近年さまざまな分野で活用が進むコンピューター技術を自治体の基盤構築に活用し、情報システムの集約と共同利用を進めることによって経費の節減や住民サービスの向上を図るものであります。

本町行政事務のコンピューター活用につきましては、昭和47年に超小型電子計算機を単独導入し、昭和53年には訓子府町外4町電子計算センター協議会の設置、各業務の広域連携がスタートしました。その後、オフィスコンピューターからパーソナルコンピューターへの大きな技術革新を経て、平成には各町の単独導入、平成11年には協議会が解散し、単独システムへの移行がなされているところであります。

一方、国では平成26年に自治体クラウドの3年間集中取り組み期間を設定し、現在497自治体で構成する82グループが稼働している状況にあります。

こういった状況のなか、本町では現在稼働している基幹系システムが導入から10年が経過し、陳腐化と法令改正へのシステム改修が遅延するなどの課題が散見され、次期システム導入はデータセンターを活用した自治体クラウド方式へ移行することとし、基幹系システムを共同利用していくために昨年7月に3町で構成する「ひがし北海道自治体クラウド協議会」を設立したところであります。

次に、2点目に「基幹システムの統一とデータのクラウド利用でどの程度のコスト低減となるのか」とのお尋ねがございました。

はじめに、サーバーを帯広市内のデータセンターに移行してのクラウド利用につきましては、平成28年度から試行し、平成30年度から本格運用していますが、費用は単独でシステム構築する費用および更新時の費用とデータセンターの使用料の比較のほか、セキュリティ対策、保守経費、電力使用料金などを合わせて7年間で3,200万円を予想しています。

また、基幹系システムの共同利用では現段階で年間約140万円の削減、検討中にありますが帳票の統一化、国の標準化以外のシステムの共同利用による減額効果も見込めるものと考えています。

次に、3点目に「政府は各自治体に対して基幹系情報システムを標準化・共通化の基準に適合したシステムに移行するよう求め、全国規模のクラウドの立ち上げを予定しているが、本町の進めている3町との事業の関係性をどのように考えているか」とのお尋ねでございました。

前政権は第5期科学技術基本計画「ソサエティ5.0」を成長戦略の一つとして提唱し、IOTで人とモノがつながりさまざまな課題を克服する社会の変革を求めて各種の施策が進められています。

本年度の政府施政方針演説では「デジタル改革」を重要政策の一つとして、デジタル庁の創設、マイナンバー、教育などの社会全体をデジタル化することのほか、全国規模のクラウド移行に向けた自治体のシステムの統一、標準化についても明記されました。

特に、全国規模のクラウドの構築は昨年12月25日に突然公表された感もあり、「第32次地方制度調査会の答申」の後押しがあったことも考えられますが、従来は1点目でも触れていますが広域的な自治体クラウドを推進してきたものを一気に政府系の全国ガバメントクラウドとして環境整備が推進されることが示されました。

本町におきましても情報収集を進めているところでありますけれども、国は5年後の運用を目指しており、詳細までは明らかになっていないのが実態であり、先ほども触れましたが本町の現行システムの更新時期が迫っていることも事実であります。

コンセントを挿し動く電化製品とは違い、基幹系システムのカスタマイズには各自治体独自の事務処理方法も含まれていますので、国の動向も見極めながら、住民サービスの安定・向上と業務の円滑化・効率化を図ってまいります。

以上、お尋ねのありました3点につきましてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） このデジタル化の問題につきましては、三つ目の方でもちょっと述べておりますけれども、質問いたしましたけれども、今、政府が2025年を目途に、この全国的な規模でのクラウド化を進めると。デジタル化を進めるということになっておりますし、おそらくこの問題についても、ずっとこればかりやる訳にもならないかとは思いますが、適時、ちょっと触れることもあるかもしれませんので、今回は二つだけちょっと再質問というかたちでさせていただきたいと思っております。

一つ目が、まず、今、本別、大樹との、3町とのクラウド利用の関係なんですけど、これは来年4月からですね、それについてちょっとお伺いしたいんですが、この3町での基幹系業務システムの共同利用、あるいはデータのクラウド利用についてですが、本町が独自、

独自というか、本町が実施している各事業に対して影響というものは出てこないんでしょうかということ。これは例えば、訓子府町が本当にすぐれたさまざまな政策、例えば子ども医療費の無料化の問題があったり、保育における多子世帯の支援施策があったり、高齢者ハイヤー・バス利用に対する支援があり、あるいは農業者に対する独自の支援策もあったりと、そういう個別のさまざまな施策がある訳ですが、こういうクラウド利用の中で、これがクラウド利用というかたちをとることによって、施策に影響というか問題が起きてこないかどうかということをもまず1点目お伺いをしたいと思います。というのは、ある自治体、もう先行してやっている、これは府県の話なんです、ところでも、例えば子ども医療費の無料化の案件がある町議会でも出まして、これについて何とかならないかという話になった時に、このクラウド利用をやっているから、そういうシステムの処理はできないんだと。対応できないから、それはちょっと難しいという、何かそういう言い方でなかなかできないというところが、そこばかりじゃなくて、子ども医療費の問題だけではなくて、いわゆる特色のある自治体行政を進めようと思ったら、クラウド利用があることによって、電算処理がうまく、電算処理というのか、それがちょっと影響があってできないんだという話もされたというのも聞いていたんです。そういうこともあって、今回の本別、大樹、そして訓子府、3町のこの利用に対しては、そういうことがないのか。もしそういう、それぞれの特色ある施策がこの3町の中でどういうふうになっていくのかという、そういう協議もこの3町の中でされているのかどうかについてお伺いをいたします。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） 今、1点目の再質問として、3町の中で各町の特色ある事業の支障にならないのかというようなご質問かと思えます。

まず、3町の枠組みなんですけども、これはたまたま委託している会社が同じな枠ということで、ひがし北海道というのは、どうしても割り勘の効果というのを求めているというところがあって、3町からさらに、今一番大きいのは帯広市をどうやって入れるんだというところが大きいということで進めていきたいということで進めております。具体的な内容については、現状でいうところだと、今、町ではスターズという基本のシステムを利用しています。これは答弁書にもお書きしましたが、10年間もう既に経過をしているシステムということです。もうそろそろ限界に近いかなということもあって、その部分の更新が必要だということで、今回この三つの自治体クラウド協議会、これはもう昨年の7月ぐらいの話では各自治体が連携して自治体協議会みたいなクラウドをつくるというのは国が求めている姿であったということもありまして、そういった意味では、本当の収納システムとかですね、住民票のシステムとかですね、そういった本当の基本的な部分のものであるということで、議員ご心配されていた子ども医療費の関係については、別途協議ということで、これは現段階では、R4年度協議の中の一つとして求めてますけども、3町の協議会というのは、すべてを統一するかというと、そうもならないということもありまして、お互い使っている機械が違うので、それで基本的には今言ったスターズという機械をアクオスというの、これは今、総務省の方では標準化したシステムでないと思えませんというのは法令改正の事前に先にそういう標準化をつくったベンダさん「に流して、それをこうやりながら、ですからその枠から外れたシステム使っているところは遅れてくる。実際うちの町もIPKというかですね、財務会計システム、これが1年も余裕をもつ

て法令改正の予想が出されている中でも1年遅れたということもありますので、そういうことがないように総務省もちょっと誘導的な部分もありますけど、やってきてるかなというのが今ちょっと感想としてはあります。ただ我々も突然、昨年12月20日に出された全国的な部分で、ちょっと驚きも含めて、ちょっと今、情報収集に走っているところでございます。そういった意味では、現在の3町の部分でいくと独自性を出した中で進めていくというような状況にあります。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） もう時間もないんで、本当にもう最後の1点だけなんですけど、そういったかたちで今、総務課長がお話された説明されたことは、もう十分それでわかりますけれども、これは2025年の全国的なクラウドの立ち上げ、そのことによって、3町の中でやってきたものが、再度、国は法令も含めて変えてこようとしている訳です。今回の国会の中でも六つも七つもの法案が一束になって、このデジタル庁の問題で今提案されていますけれども、そういう中であって、この3町でやること、やっていこうとすることが25年には無駄になるとか、また手直しが図られるのかと。そしてもっと言えば、もっともっと画一化、統一化されて、団体自治だとか住民自治だとか、そういったものがなかなか反映されない法令の中で運用されると大変なことにはなりはしないかなという、その二つの思いがしてたんですが、その点について、最後に、これまだ見えてこない問題でもありますけれども、考えていることがあればお聞かせいただいで終わりにしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 総務課長。1分です。

○総務課長（伊田 彰君） 全国クラウドの問題と二重経費になるんじゃないかということのご心配をいただきました。そういった意味では、今回、3町でもう既にデータ的には帯広のクラウドセンター使ってますので、そこから全国のクラウドセンターに移すときは、おそらくお金はかかります。まして、新しいシステムに乗せ換える時に、俗に言う委託業者を変えると5千万から1億のデータの変換料というのがあるということもありますので、ただ、今、全国クラウドの中身をどうやってやるんだというのが、全然見えてない。

○議長（須河 徹君） 30秒です。

○総務課長（伊田 彰君） 全国3,100自治体が入っていくということもあるんで、そういった意味では、できるだけ出戻りというか、二重経費にならない対策もとりながら進めたいと思いますけども、場合によっては、新たな投資というのは可能性としては出てくる。というのは、結果的に今のシステムが陳腐化しているということもあるということで、時間ですので、すいません。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） 本当に申し訳ありません。ギリギリまで頑張ってください、これで後ほど、先ほども言いましたけれども、この問題については、また後々の議会の中でそういう機会があれば質問させていただきたいなと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（須河 徹君） 3番、工藤弘喜君の質問が終わりました。

これにて、一般質問を終了いたします。

◎日程の繰り上げ

○議長（須河 徹君） お諮りいたします。

本日の日程は全部終了いたしました。会議時間が残っております。議会運営委員長から委員会での報告がありましたように、一般質問が早く終了した場合は、順次日程を繰り上げて審議することにしておりますので、この際、日程を繰り上げたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、日程を繰り上げることに決定いたしました。

◎予算審査特別委員会の設置

○議長（須河 徹君） お諮りいたします。

令和3年度各会計予算に関連する議案を審議するため、議長を除く全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第20号、議案第7号から議案第12号までの各案の審査を付託することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、議長を除く全議員を予算審査特別委員会委員に選任し、特別委員会に議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第20号、議案第7号から議案第12号までの各案の審査を付託することに決定いたしました。

◎休会の議決

○議長（須河 徹君） お諮りいたします。

予算審査特別委員会での付託案件の審査のため、ただいまから、この定例会を休会といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、ただいまから予算審査特別委員会に付託した案件の審査のため、この定例会を休会とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（須河 徹君） 本日は、これにて本会議を散会いたします。

散会 午後 2時58分